

第4期米沢市環境基本計画

【別冊】参考資料

環境の現状.....	2
環境に関する意識調査（アンケート）.....	44
用語解説.....	67
米沢市環境基本条例.....	70
米沢市環境審議会条例.....	72
第4期米沢市環境基本計画策定の経緯.....	74
米沢市環境審議会委員名簿.....	75

環境の現状

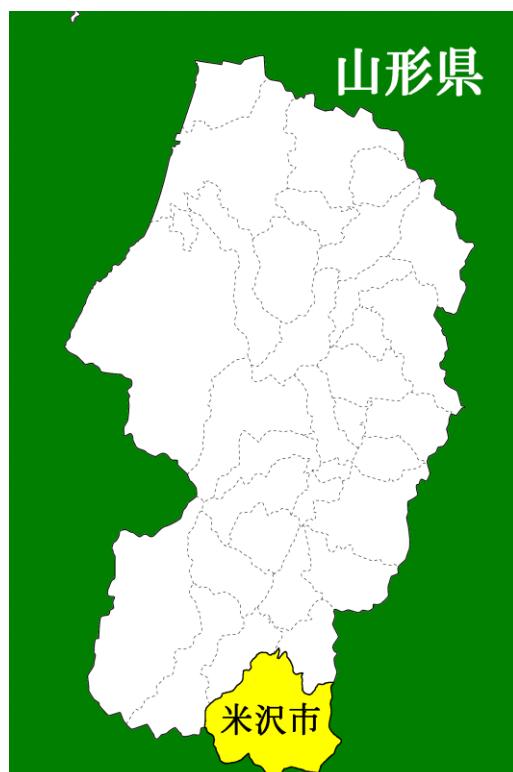
1 市域の概要

(1) 位置

本市は山形県の最南端、山形県の母なる川「最上川」の源である吾妻連峰の裾野に広がる米沢盆地に位置し、福島県と県境を接しています。

市域は東西 32.1 km、南北 28.2 km、周長 124.5 km で横長の楕円形に近い形をしており、面積は 548.51 平方キロメートルです。

市域の最高地点は、西吾妻山の標高 2,035 m で、市街地が概ね標高 260 m から 240 m に位置しており、南から北に向けて低くなっています。



【米沢市の位置】

(2) 交通

本市は、山形県内を南北に縦断する国道13号と福島県会津地方を縦貫し米沢市と栃木県益子町を結ぶ国道121号の結節点に当たります。このほか、西置賜地方を通り米沢市と村山地方を結ぶ幹線道路である国道287号の起点です。

高速道路については、東北中央自動車道の米沢北ICから福島大笹生ICまでが平成29年に開通し、広域的な観光や物流の効率化によるさらなる活性化が期待されます。

鉄道では、本市は福島～秋田間を結ぶJR奥羽本線と、米沢から羽越本線坂町間を結ぶJR米坂線の結節点に当たります。

「山形新幹線」が約1時間に1本運行されているほか、東京駅から米沢駅間の所要時間は乗り換えなしで約2時間と大変便利であり、ビジネスや観光などの利用者が増加しています。

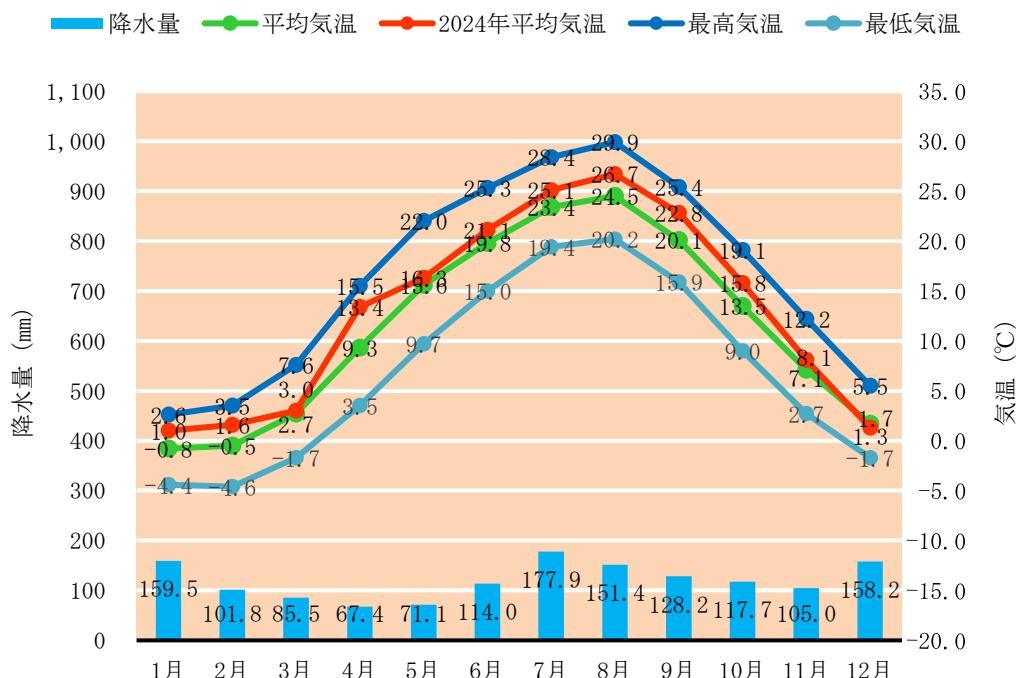
また、米坂線は置賜地域の東西を結ぶ路線として、地域住民の生活に欠かせないものであり、東日本大震災の際には日本海側を経由して首都圏を結ぶ代替ルートとして活用されるなど、貴重な路線です。なお、平成28年度には全線開通80周年を迎えました。

(3) 気候

本市は、冬の降水量が多い日本海側気候に属しているとされており、夏は高温多湿で冬は寒さが厳しく、特別豪雪地帯¹に指定されています。年間累積降雪量は10mに達することがあるほか、市街地でも平年の最大積雪深が約100cmに達するほどの降雪量があります。

年平均気温は11.4°C、年間降水量は1,444.6mmです。

また、過去30年(1991年～2021年)の平均気温と2024年の平均気温を比較すると、多くの月で2024年が高い気温となっている状況です。



¹ 豪雪地帯対策特別措置法に定められた豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域をいう。

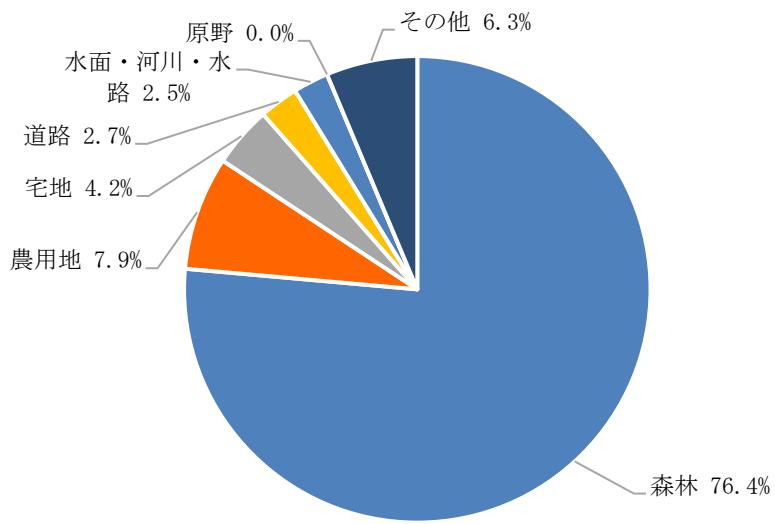
【平年値（年・月ごとの値）（米沢地域気象観測所：1991年～2020年）】

出典：気象庁電子閲覧室（[気象庁](#) web サイト）

（4）土地利用

1) 土地利用の状況

本市の土地利用面積の状況は、森林が **76.4%** と最も多くを占めており、次いで農用地が **7.9%**、宅地が 4.2% と続いています。



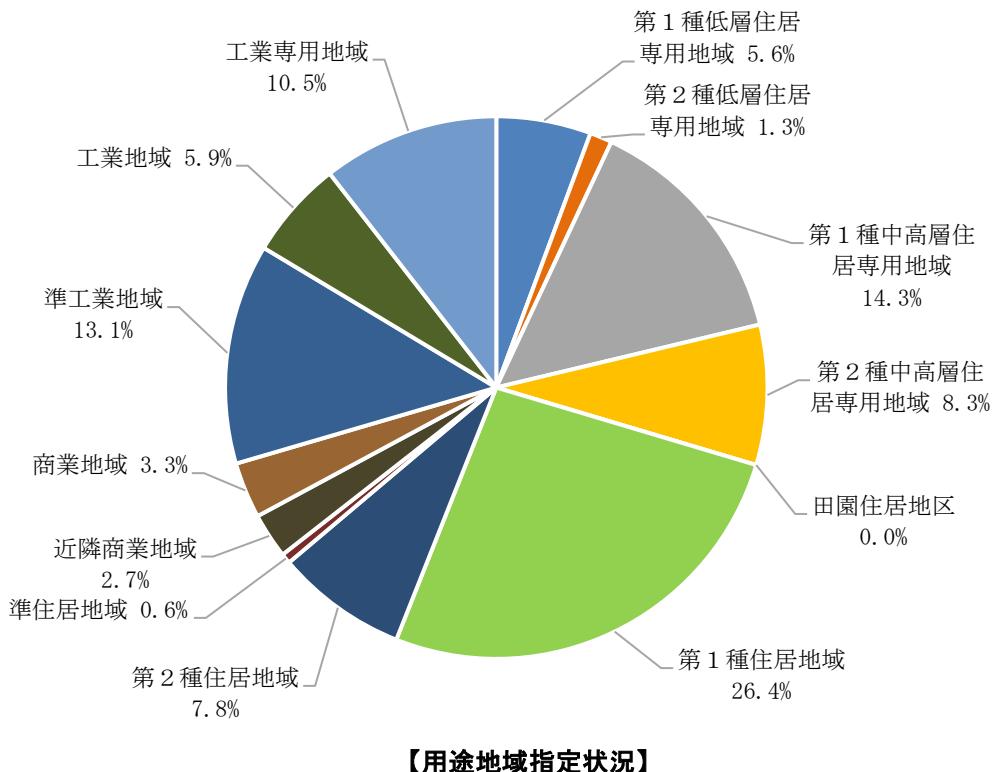
【土地利用の状況】

出典：「山形県統計年鑑（令和5年）」（[山形県](#)）

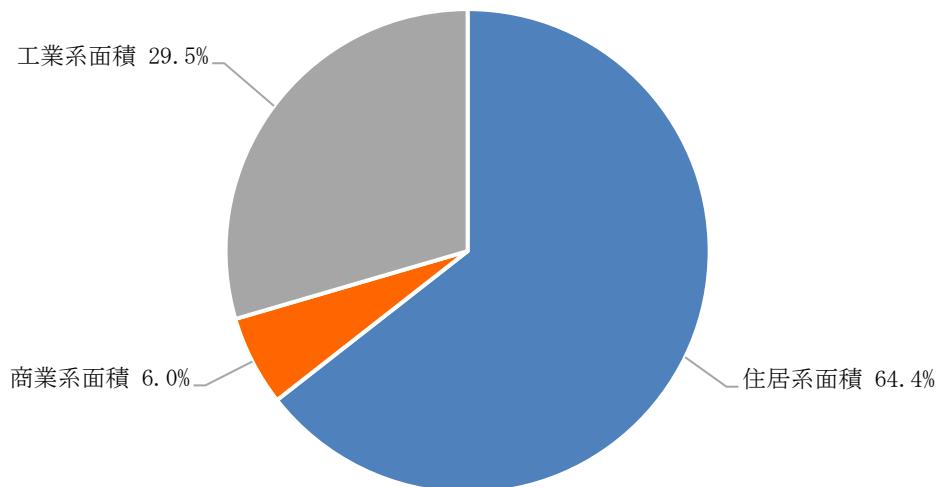
注1）表示単位未満を四捨五入しているため、各項目の積上げ値が100%とはならない場合があります。

2) 都市計画区域

本市の都市計画区域のうち用途地域²についてその内訳をみると、住居系面積が 64.4%、工業系面積が 29.5%、商業系面積が 6.0%と住居系に次いで工業系の土地利用が多くなっています。



【用途地域指定状況】



【住居・商業・工業別面積割合】

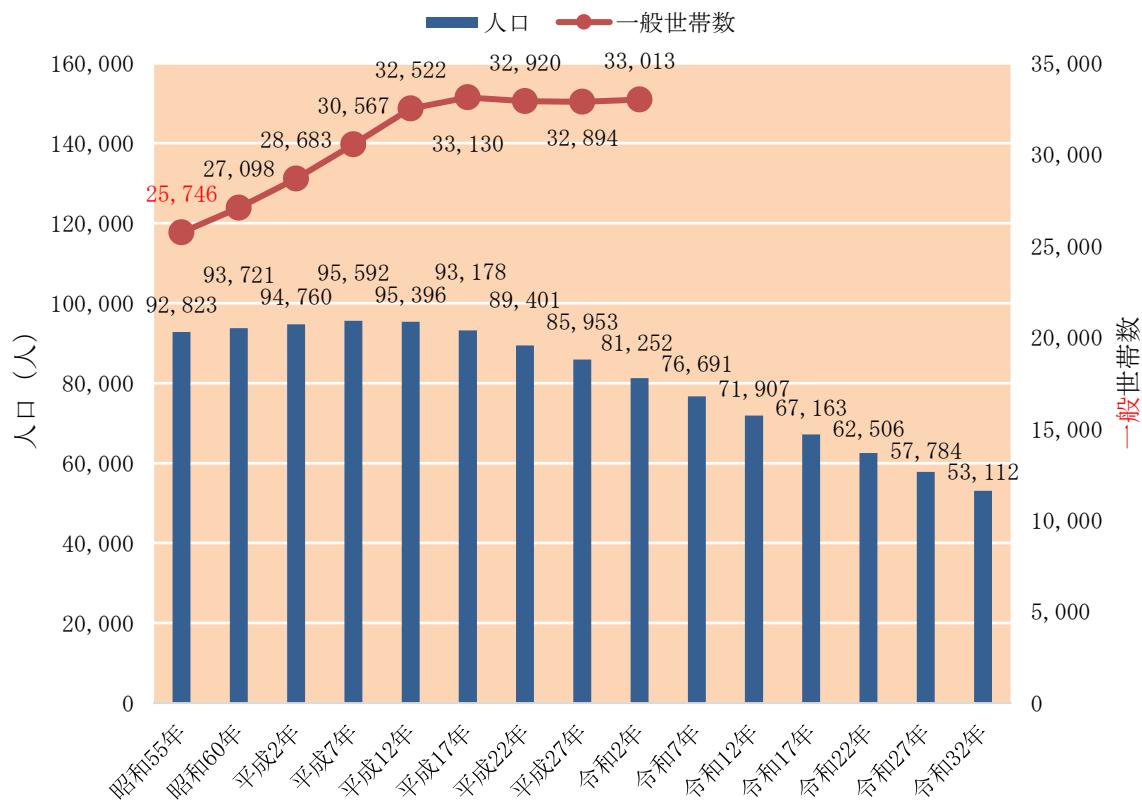
出典：「山形県統計年鑑（令和5年）」（山形県）

注1) 表示単位未満を四捨五入しているため、各項目の積上げ値が100%とはならない場合があります。

² 計画的な市街地を形成するために、用途に応じて13地域に分けられたエリアをいう。

(5) 人口・世帯数

本市の人口は令和2年10月1日現在、81,252人（令和2年国勢調査人口等基本集計報告書）であり、平成7年からは減少傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所では、令和12年の本市の人口を71,907人と予測しており、人口減少は今後更に進んでいくものと推定されます。一方、一般世帯数は平成2年から平成17年までは増加傾向でしたが、その後は横ばいの状態です。



【人口及び世帯数の推移】

出典：「国勢調査結果報告書」（総務省）

「令和2年国勢調査人口等基本集計報告書」（山形県）

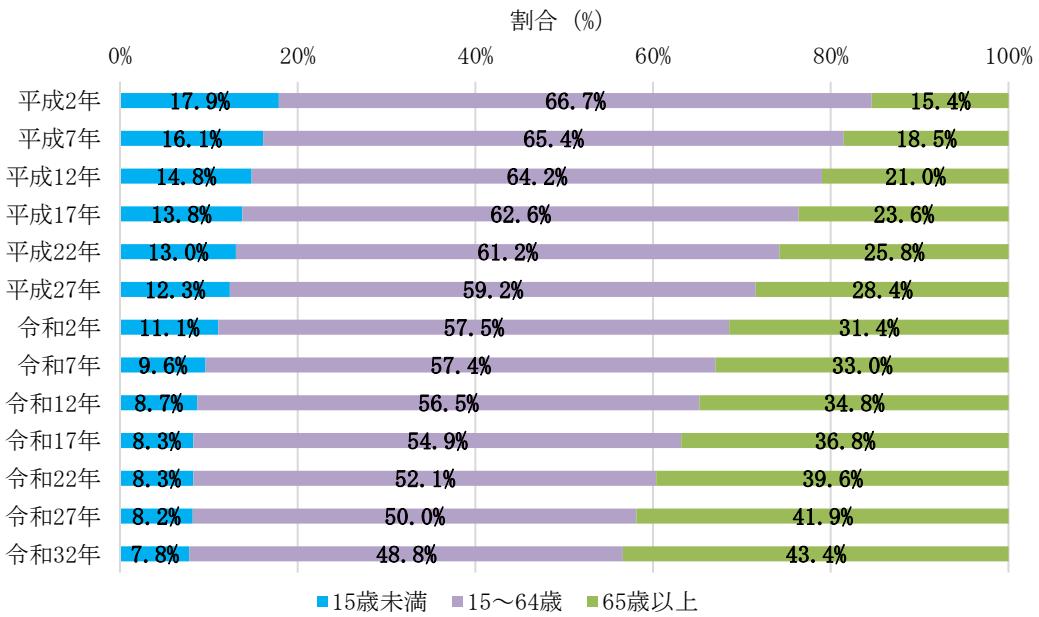
「国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口」

注1) 各年10月1日現在の人口及び世帯数を示します。

注2) 令和2年の値は確定値です。

注3) 令和7年以降の値は推計の人口です（令和5年推計）。

本市の年齢別人口割合の推移は、0～14歳の年少人口割合及び15～64歳の生産年齢人口割合は平成2年以降、減少傾向にある一方、65歳以上の老人人口割合は増加傾向にあり、令和2年は31.4%と、老人人口が市民の4人に1人以上の割合を占めるなど、少子高齢化の傾向が伺えます。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和12年の本市の老人人口割合は34.8%であり、少子高齢化は更に進んでいくものと推定されます。



【年齢別人口の割合】

出典：「国勢調査結果報告書」（総務省）

「令和2年国勢調査人口等基本集計報告書」（山形県）

「国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口」

注1) 表示単位未満を四捨五入しているため、各項目の積上げ値が100%とはならない場合があります。

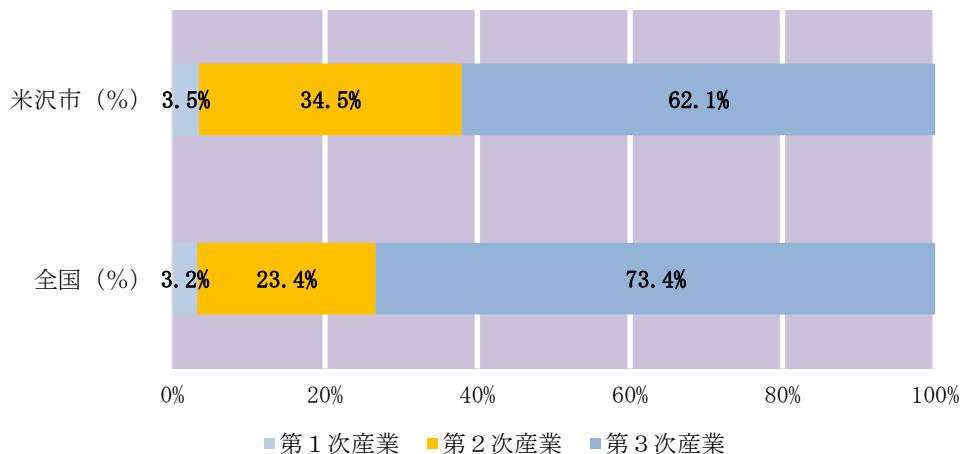
注2) 各年10月1日現在の人口比率を示します。

注3) 令和7年以降の値は推計の人口比率です（令和5年推計）。

(6) 産業構造

令和2年の本市の就業者数は 43,073 人で、産業別就業人口比率は第1次産業が 3.5%、第2次産業が 34.5%、第3次産業が 62.1%です。

本市は、我が国初の中核工業団地である米沢八幡原中核工業団地が位置していることから、第2次産業の占める割合が全国の 23.4%と比較して高くなっています。また、「2023年経済構造実態調査」(令和6年7月経済産業省、総務省)によると、令和5年の本市製造品出荷額等は 5,185 億円であり、東北地方で第10位となるなど、東北地方有数の工業のまちです。



【産業別就業人口比率（令和2年 米沢市、全国）】

出典：「国勢調査結果報告書」（総務省）

注1) 令和2年10月1日現在の人口比率を示します。

注2) 表示単位未満を四捨五入しているため、各項目の積上げ値が100%とはならない場合があります。

注3) 各産業の細目は以下に示すとおりです。

「第1次産業」…「農業、林業」及び「漁業」

「第2次産業」…「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」及び「製造業」

「第3次産業」…「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、

「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」及び「公務（他に分類されるものを除く）」

なお、「分類不能の産業」はどの産業にも分類されないため、割合の算出において、分母から「分類不能の産業」を除いています。

2 地球環境

(1) 地球温暖化

1) 米沢市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】

本市では、市の事務事業に伴う温室効果ガスの削減を図ることを目的として平成18年に米沢市地球温暖化対策実行計画を策定しました。更なる温室効果ガスの排出量削減に向け、平成24年10月に「第二期米沢市地球温暖化対策実行計画」を策定し、その後平成28年2月には同計画を改訂し、基準年度を平成26年度として令和2年度までに4.9%削減することを目標としていました。その後、第二期計画の目標が確実に達成できる見込みであること、国と市との目標等で差異が生じているため、第二期計画の内容の見直しを行い、国の削減目標等に遜色のない削減目標や削減方策を定めた計画である「米沢市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」を令和元年7月に策定しました。

【事務事業に伴う温室効果ガスの削減目標】

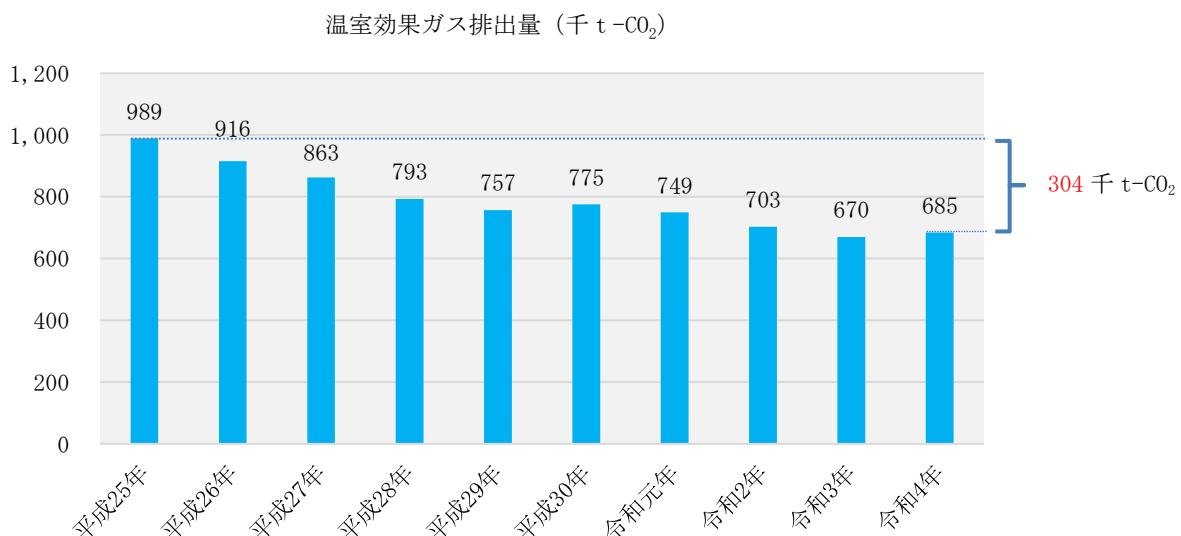
項目	基準年度実績値 (平成25年度) (2013年)	目標値 (令和12年度) (2030年)	基準年度比 削減率 (%)
温室効果ガスの総 排出量 (t-CO ₂)	18,710.8	(9,533.8)* 11,341.2	(51.0)* 39.4

資料：「米沢市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】(中間見直し)」(米沢市)

*米沢市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】の目標値は11,341.2千t-CO₂(削減率39.4%)としていましたが、中間見直し(令和6年12月)において9,533.8千t-CO₂(削減率51.0%)に遡及修正が行われています。

2) 米沢市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】

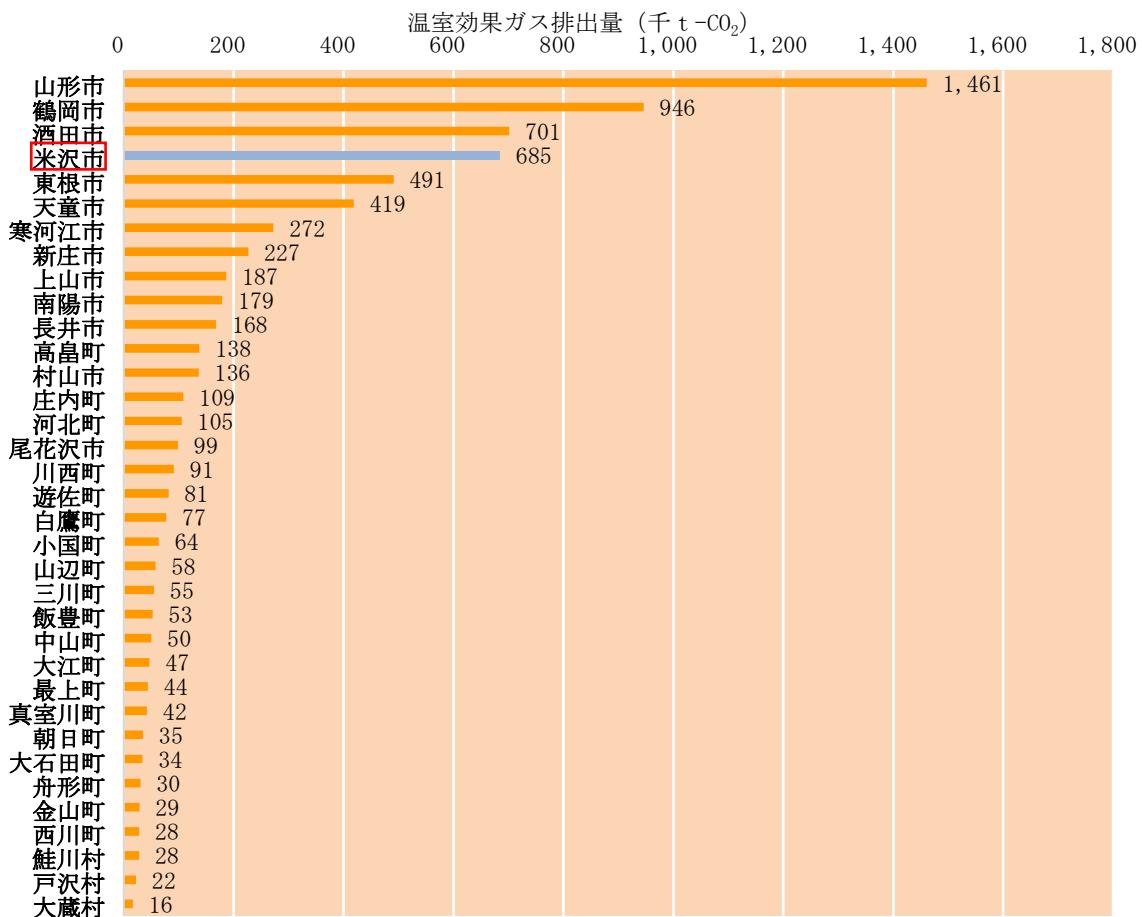
環境省の地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定支援サイトで公表されている、簡易版の算定方法に基づく温室効果ガス排出量の現況推計結果によると、本市の温室効果ガス排出量は平成25年度から令和4年度で約304千t-CO₂減少しています。



【米沢市の温室効果ガス排出量(簡易版算定マニュアルに基づく)】

出典：「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定支援サイト 部門別CO₂排出量の現況推計」(環境省)

令和4年度の本市の温室効果ガス排出量は県内では山形市、鶴岡市、酒田市に次いで4番目に排出量の大きい自治体です。



【山形県の自治体別温室効果ガス排出量（令和4年度）】

出典：「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト 部門別CO₂排出量の現況推計」（環境省）

本市では令和元年9月、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、本市の区域内の自然的社會的条件に応じて、国の地球温暖化対策計画に準拠した温室効果ガス排出量の抑制や吸收作用の保全のための総合的な計画である「米沢市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」を策定しました。

計画期間は令和元年度から令和12（2030）年度までの12年間とし、令和32（2050）年度までを長期目標期間としています。

【米沢市域の温室効果ガスの削減目標】

項目	基準年度実績値 平成25年度 (2013年)	中期目標 令和12年度 (2030年)	長期目標 令和32年度 (2050年)
温室効果ガスの総排出量（千t-CO ₂ ）	(989)* 1,008	(526.0)* 701	(103.0)* 202
基準年度比削減割合 (%)	—	(46.8)* 30.5	(89.6)* 80.0

資料：「米沢市地球温暖化対策実行計画（中間見直し）【区域施策編】」（米沢市）

*米沢市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】の基準値は1,008千t-CO₂としていましたが、令和3年3月に989千t-CO₂に遡及修正が行われています。また、中間見直し（令和6年4月）において中間目標を526.0千t-CO₂（削減率46.8%）、長期目標を103.0千t-CO₂（削減率89.6%）に遡及修正が行われています。

3) 米沢市ゼロカーボンシティ宣言

本市では令和2年10月8日、本市が将来の望ましい環境像として掲げる「豊かな自然に抱かれ人と環境にやさしく快適で美しいまち」の実現と、かけがえのない私たちの故郷を将来の世代につないでいくため、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、実現に向けて取組を進めることを宣言しました。2050年までにゼロカーボンを達成するため、米沢市地球温暖化対策実行計画の見直しや目標達成のための市民・事業者・行政の行動をまとめたロードマップの策定等に取り組みます。

4) エネルギー

本市の区域内の電気使用量は、次のとおりです。平成28年度以降はほぼ横ばいで推移しています。

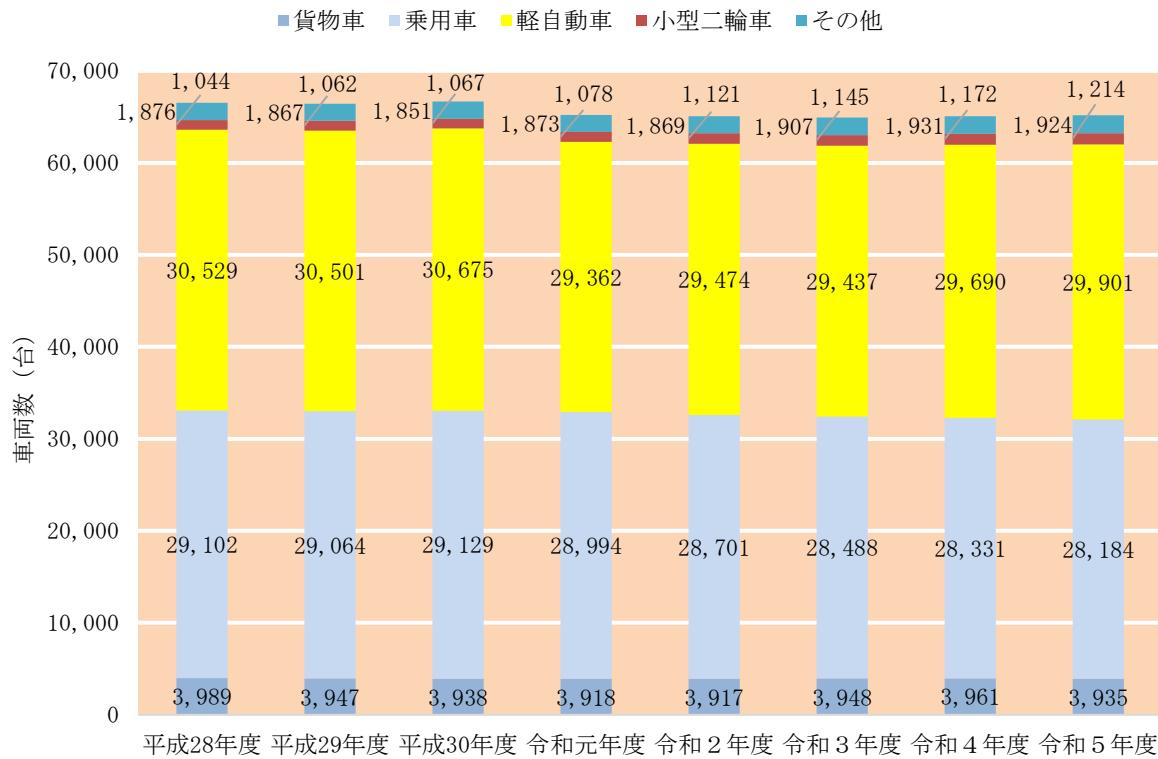


出典：自治体排出量カルテ（環境省 web サイト）

※電気使用量は、総合エネルギー統計及び都道府県別エネルギー消費統計の部門別の電気使用量を各部門の活動量で按分して推計しています。令和6年度に「都道府県エネルギー消費統計の推計方法とその変更について」(資源エネルギー庁)で、家庭の部門において見直しがありました。遡及推計しているため、過年度に対しても電気使用量の見直しが行われています。

5)自動車保有状況

本市における自動車保有台数は、令和5年度末で **65,158** 台です（軽二輪を除く）。ここ数年は、自動車保有台数の総数は、ほぼ横ばいで推移しています。



【自動車保有台数の推移】

出典：「年度別・市町村別自動車保有車両数」（国土交通省東北運輸局山形運輸支局 web サイト）
注）その他には、乗合車、特殊用途車、大型特殊車を分類しました。

6) 再生可能エネルギーの導入

再生可能エネルギーは石油の代替となるエネルギーです。具体的には太陽光発電、風力発電、地熱発電といった自然エネルギーや、バイオマス³、廃棄物による発電、熱利用などが該当します。石油などの化石エネルギーと比較して、再生可能エネルギーには温室効果ガスの排出が少ないなど環境負荷が小さいという特徴があり、地球温暖化対策として省エネルギーと併せて普及に取り組むことが重要です。

【固定価格買取制度】

再生可能エネルギー発電設備の種類及び認定件数	発電出力 (kW)
太陽光 (165 件)	32,543.5
水力 (7 件)	3183.8
陸上風力 (4 件)	7448.5
バイオマス (6 件)	24,800
合計 (182 件)	67975.8

出典：事業計画認定情報公表用ウェブサイト（経済産業省 資源エネルギー庁 web サイト）

注) 本市の区域内に所在する、令和5年4月30日時点で新規認定を受けている又は新制度への移行手続が完了した再生可能エネルギー発電設備（太陽光 20kW 未満を除く。）

【本市の公共施設における再生可能エネルギー発電設備】

稼働年度	エネルギーの種類	設備容 (kW)	稼働場所
平成 17 年度	太陽光	3.20	塩井小学校
平成 23 年度	太陽光	2.28	上郷小学校
平成 23 年度	太陽光	2.50	中部コミュニティセンター
平成 24 年度	太陽光	11.19	愛宕小学校
平成 24 年度	太陽光	11.19	第一中学校
平成 25 年度	太陽光	11.43	南原小学校
平成 25 年度	太陽光	11.43	第六中学校
平成 26 年度	太陽光	11.43	第四中学校
平成 27 年度	太陽光	11.52	松川小学校
平成 27 年度	太陽光	11.52	第七中学校
平成 27 年度	太陽光	10.08	ナセ BA
令和 3 年度	太陽光	10.00	市役所庁舎
令和 3 年度	消化ガス	50.00	浄水管理センター
合計		157.77	

³ 「動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。）」をいう。バイオマスのうち、木竹に由来するものを木質バイオマスという。

7) クーリングシェルターの開設

暑さを一時的にしのぐために誰でも休息できる冷房設備を有する等の要件を満たす施設を「クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）」といいます。「改正気候変動適応法」に伴い熱中症特別警戒情報発表期間中、本市では市役所など公共施設 29 箇所が開設されています。

【米沢市クーリングシェルター 公共施設一覧】

出典：令和 7 年度クーリングシェルター施設一覧（4月 1 日時点）（米沢市）

施設の名称	利用可能人数	施設の名称	利用可能人数
米沢市役所	70 人	松川コミュニティセンター	13 人
すこやかセンター	40 人	愛宕コミュニティセンター	27 人
伝国の杜 (置賜文化ホール、米沢上杉博物館)	10 人	万世コミュニティセンター	10 人
米沢市市民文化会館	10 人	広幡コミュニティセンター	17 人
ナセ BA (市立米沢図書館、よねざわ市民ギャラリー)	10 人	塩井コミュニティセンター	8 人
置賜総合文化センター	10 人	六郷コミュニティセンター	30 人
米沢市児童会館	10 人	窪田コミュニティセンター	18 人
笛野民芸館	10 人	三沢コミュニティセンター	10 人
道の駅米沢	36 人	田沢コミュニティセンター	12 人
置賜広域観光案内センター（アスク）	37 人	山上コミュニティセンター	8 人
中部コミュニティセンター	6 人	上郷コミュニティセンター	20 人
東部コミュニティセンター	20 人	南原コミュニティセンター	10 人
西部コミュニティセンター	20 人	アクティー米沢 (子育て世代活動支援センター)	10 人
南部コミュニティセンター	6 人	山形県置賜総合支庁本庁舎	16 人
北部コミュニティセンター	13 人		

(2) 酸性雨（雪）※

酸性雨とは、化石燃料の燃焼や火山活動などによって生じる窒素酸化物や硫黄酸化物などの大気汚染物質が雨・雪・霧などに溶け込み、通常より強い酸性を示す現象です。酸性雨は、河川や湖沼、土壤を酸性化して生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶解させ、金属に錆を発生させるなど建造物や文化財に被害を与えます。また、原因となる物質が放出されてから酸性雨として降水するまでに、国境を越えて数百から数千kmも運ばれることもあり、対策が難しい問題の一つです。

東アジア地域においては、近年の経済成長等に伴い大気汚染物質の排出量が増加しており、近い将来、酸性雨の影響の深刻化が懸念されています。

東北地方の酸性雨の動向を把握するため、東北都市環境問題対策協議会と共同で地域の特性を活かした酸性雪の実態調査を実施しています。平成28年度から令和2年度までの本市における水素イオン濃度（pH）は横ばいの傾向が見られます。

【酸性雪の調査結果（平成28年～令和2年度 平均値）】

期間	水素イオン濃度 (pH)	電気伝導率 ($\mu\text{S}/\text{cm}$)
平成28年度	5.18	30.0
平成29年度	4.85	36.3
平成30年度	5.02	36.2
令和元年度	5.18	44.4
令和2年度	5.18	31.5

採取場所：北村公園テニスコート内

出典：「米沢市の水環境」

※大気中の二酸化炭素が十分溶け込んだ場合のpHが5.6であるため、pH5.6が酸性雨の一つの目安となります。火山やアルカリ土壤など周辺の状況によって本来の降水のpHが変わることがあります。

3 廃棄物

(1) 廃棄物

1) ごみの出し方

本市では、家庭から排出されるごみを、可燃性ごみ、不燃性ごみ、プラスチック製容器包装、ペットボトル、有害ごみ、資源物、粗大ごみの合計7分類しています。このうち、資源物については、古紙類、古纖維類、缶、びん、廃エアゾール製品等に分類し、ごみの回収には、置賜広域行政事務組合が指定する有料のごみ袋や粗大ごみ用証紙を使用しています。

なお、本市のごみは長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町のごみとともに置賜広域行政事務組合の千代田クリーンセンター、長井クリーンセンター、浅川最終処分場において処理されています。

【家庭ごみの出し方】

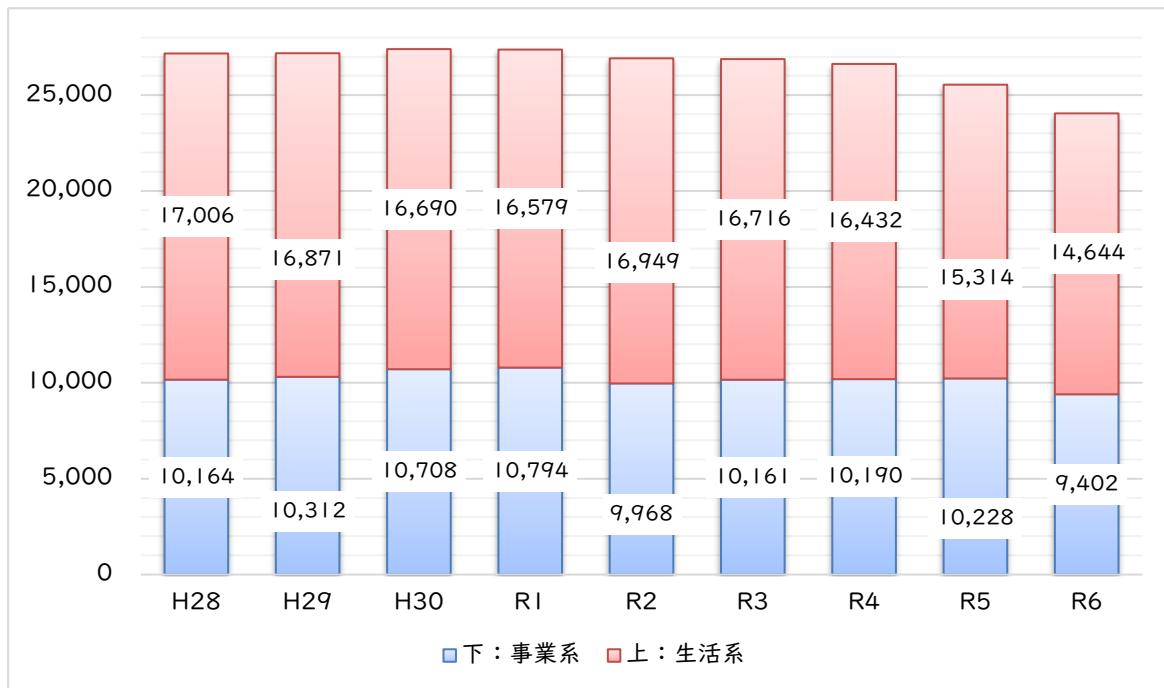
区分	内容	
可燃性ごみ	生ごみ類、紙くず類、おむつ、布きれ、下着類、靴下、ぬいぐるみ、クッショն、雨具(カッパ)、アノラック、スキーウェア、 梱包材(エアーパッキン、PPバンドなど) 、食用油やソースの容器(プラスチック製)、マヨネーズ・ケチャップ・歯みがき粉などのチューブ状の容器、革製品(バッグ、ランドセルなど)、靴類(革靴、長靴、サンダルなど)、ゴム製品、グローブ、ボール、マット、カセットテープ、ビデオテープ(ケース含む)、カイロ(使い捨てタイプ)、ペット用の砂、在宅医療の人工透析パック及びチューブ類、花火、マッチ、落ち葉、草花、木くず・剪定くず	
不燃性ごみ	かたいプラスチック製品で、容器包装でないもの (ハンガー(木製は除く)、バケツ、植木鉢・園芸用プランター、ベン類、おもちゃなど)、FD、MD、CD、DVD、BD、金属類、キャップ類(金属製)、調理器具(鍋、フライパンなど)、食器、刀物類、針金類、小型の電気製品(アイロン、ドライヤー、ポット、炊飯器など)、ガラス製品、陶磁器、電球(白熱電球、LED電球)、傘、化粧品のびん、食用油の缶・びん	
プラスチック製容器包装	発泡スチロール(緩衝材など)、キャップ・ラベル、ボトル類、ポリ袋類、トレイ・パック類	
ペットボトル	飲料用、酒類用(みりんを含む)、しょう油用などのペットボトル	
有害ごみ	ヘアカラーの容器(プラスチック製スプレー)、乾電池、ボタン電池、コイン電池、水銀体温計、ライター、蛍光灯、充電式電池、加熱式タバコ、スマートフォンモバイルバッテリー、充電式電動歯ブラシ、充電式電気シェーバー	
資源物	古紙類	新聞・チラシ、段ボール、牛乳パック、紙パック(ジュース類)、雑誌(雑誌、本、紙製の箱など)
	古纖維類(衣服・布類)	古着(セーター、トレーナー、Tシャツ、ジーパン、ズボン、スカート)、バスタオル、タオルケット、毛布、シーツ
	缶	食料品・飲料品が入っていたスチール缶、アルミ缶
	びん	食料品・飲料品が入っていたびん
	スプレー缶、カセットボンベ	穴をあけガスを抜きキャップを外したスプレー缶、カセットボンベ
粗大ごみ	自転車、大型の家電製品(家電リサイクル対象品以外)、FFストーブ、石油ストーブ、石油ファンヒーター、除湿器、家具類(椅子、テーブル、タンスなど)、布団など	

出典:「米沢市 ごみと資源物の分け方・出し方ガイドブック(令和7年2月発行)」(米沢市)

2) ごみ排出量

本市の令和6年度におけるごみ排出量の総量は24,046tです。これまで、ほぼ横ばいですいいしていましたが、令和5年度頃からは、物価高騰や仕入価格の上昇、人材不足などの影響が顕著となり、事業規模を縮小する小売業・飲食業等が増加したことから、事業系ごみが減少に転じ、結果としてごみ排出量全体が大きく減少したものと考えられます。

単位：トン



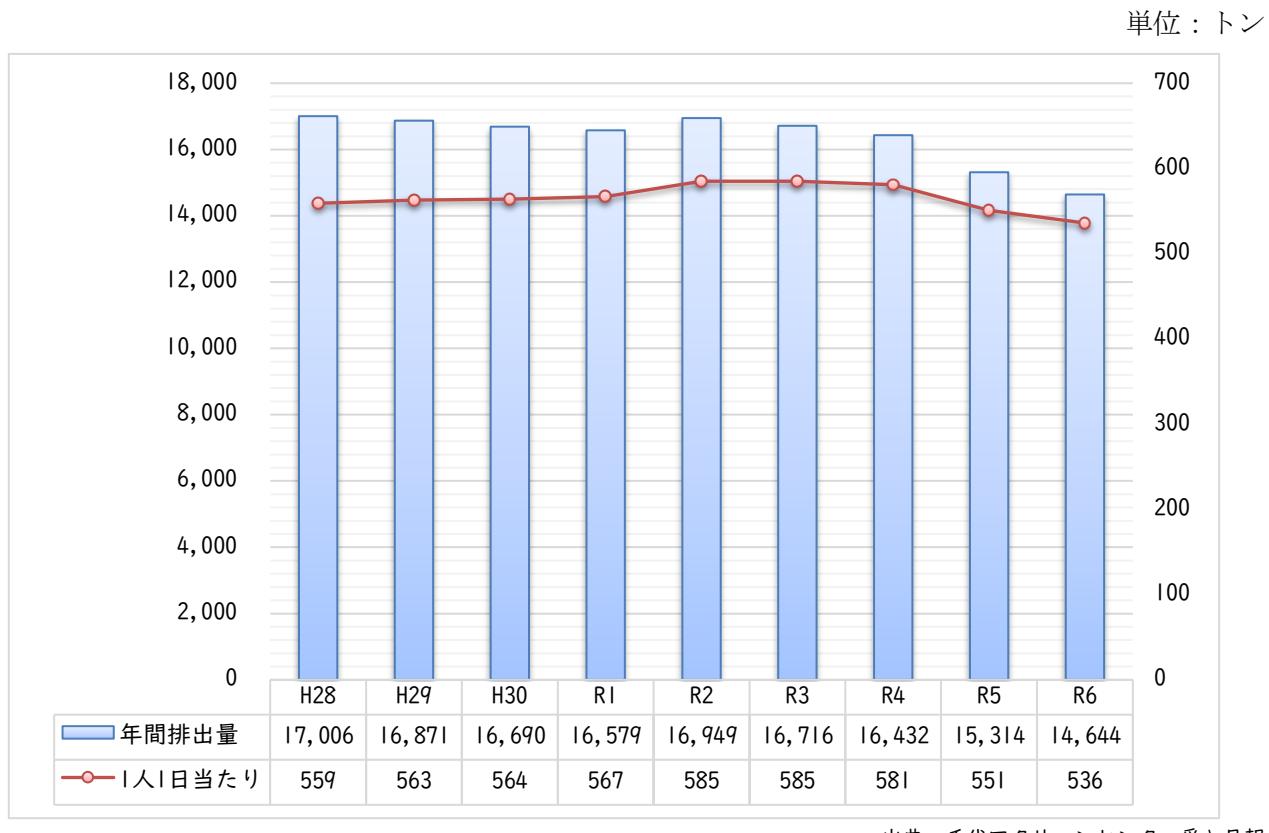
出典 千代田クリーンセンター受入月報

3) 生活系ごみの推移

令和6年度の生活系ごみの排出量は14,644トンであり、前計画の初年度にあたる平成28年度の17,006トンと比較すると、2,362トン（約13.9%）減少しています。また、市民一人1日当たりに換算すると536gとなります。

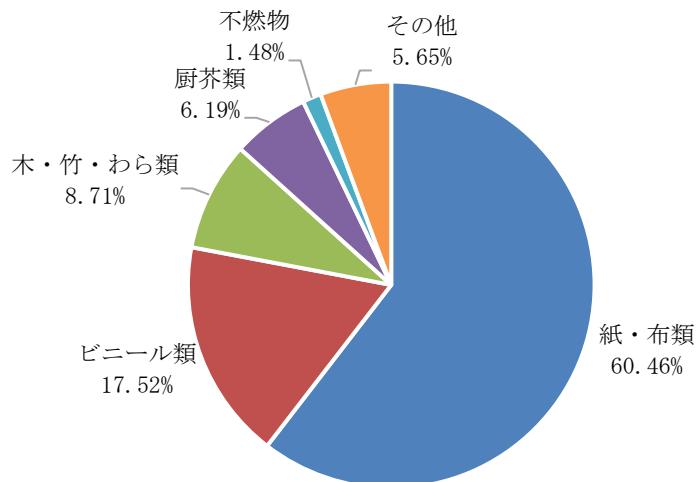
令和2年度以降、一時的に生活系ごみの排出量が増加しましたが、これは新型コロナウイルス感染症の流行により外出自粛やテレワークが広がり、家庭内での消費活動が活発化したことに加えて、ネット通販や宅配サービスの利用拡大によって、段ボールや使い捨て食品容器などの包装資材の排出が増加したことが主な要因と考えられます。

その後、令和5年度以降は物価高騰の影響による買い控えなどもあり、家庭内の消費自体が縮小したことが、ごみの排出量にも影響を及ぼしたものと考えられます。



出典 千代田クリーンセンター受入月報

可燃性ごみは全体の約7割を占めており、千代田クリーンセンターに搬入される可燃性ごみの組成分析によると、その約6割が紙・布類となっています。



【可燃性ごみの組成】

出典：「千代田クリーンセンター業務概要（令和5年度版）」（置賜広域行政事務組合）

注）表示単位未満を四捨五入しているため、各項目の積上げ値が100%とはならない場合があります。

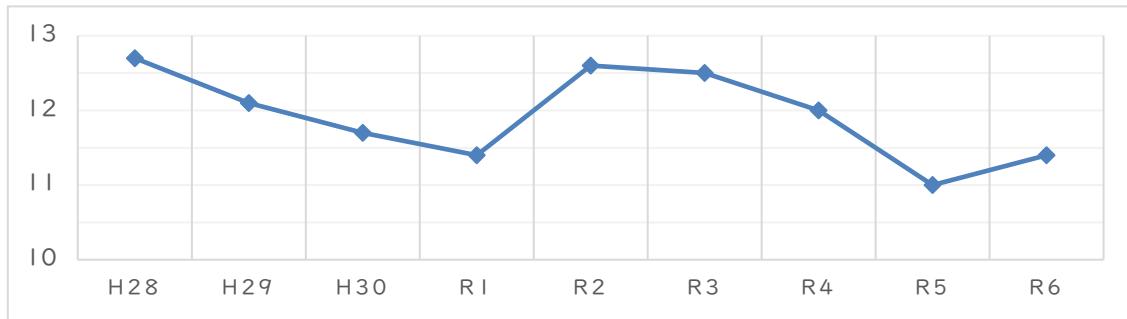
3) リサイクル

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）の施行に伴い、本市では平成9年10月から資源物の分別回収を実施しています。また、千代田クリーンセン

ターのリサイクルプラザ整備により、平成 14 年 4 月からペットボトル、プラスチック製容器包装の分別収集を実施するなど、資源の分別収集に注力しています。本市のリサイクル率は令和 6 年度で **11.4%** であり、平成 26 年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。

* リサイクル率 = (焼却以外の中間処理後の資源化量 + 直接資源化量) / (ごみ処理量) × 100

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
実績	12.7%	12.1%	11.7%	11.4%	12.6%	12.5%	12.0%	11.0%	11.4%



【リサイクル率の推移】

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省)

4) 不法投棄対策

本市では、不法投棄防止に向けた啓発活動の推進や、カメラの設置・市内のパトロールなど監視体制の強化に取り組んでいます。また、毎年、春と秋の2回、市内の一般廃棄物運搬許可業者や県との協働によるパトロールを行い、不法投棄された廃棄物の収集を実施しています。

4 自然環境

(1) 森林保全

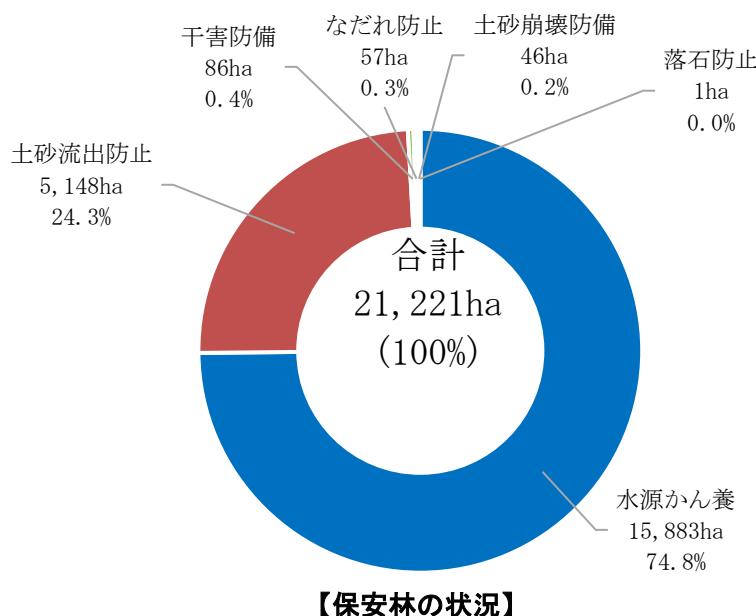
1) 森林の状況

本市の森林面積は令和5年度 41,958 ha であり、本市面積 548.51 平方キロメートル (54,851 ha) の約 76.5%を占めています。このうち、民有林が 32,316 ha と森林全体の約 77.0%を占めています。
出典：「山形県林業統計（令和5年度）」（山形県）

2) 保安林⁴

保安林とは、水源の涵養、土砂の崩壊の防備等のため都道府県知事等により指定される森林であり、本市の保安林面積は令和5年度現在で合計 21,221ha（国有林 9,378ha、民有林 11,843ha）です。保安林の目的別面積の内訳をみると、水源かん養⁵保安林が 74.8%と最も多くを占めています。

本市では、森林保全の一環として、病害虫駆除事業を実施し、森林資源の保全育成と枯損木による公共施設等への被害防止に取り組んでいます。



出典：「山形県林業統計（令和5年度）」（山形県農林水産部森林ノミクス推進課）

注) 表示単位未満を四捨五入しているため、各項目の積上げ値が100%とはならない場合があります。

⁴ 水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林をいう。

⁵ 洪水緩和、水資源貯留など水源山地から河川に流れる出る水量や時期に関わる機能をいう。

3) 森林病害虫の防除

本市の森林病害虫の被害として、主に松くい虫、ナラ枯れ⁶が挙げられます。松くい虫は平成16年度をピークに減少傾向にあり、令和3年度からほぼ被害がない状態で横ばいとなっています。ナラ枯れは、平成23年度をピークに減少傾向にありました。令和元年度増加に転じ、令和3年度からは減少傾向が続いています。本市では、これら森林病害虫について、森林の公益的機能が失われるおそれがあることから、毎木調査、予防樹幹注入、伐倒駆除などの防除を実施しています。

出典：「市政の概要（令和6年）」（米沢市議会事務局）

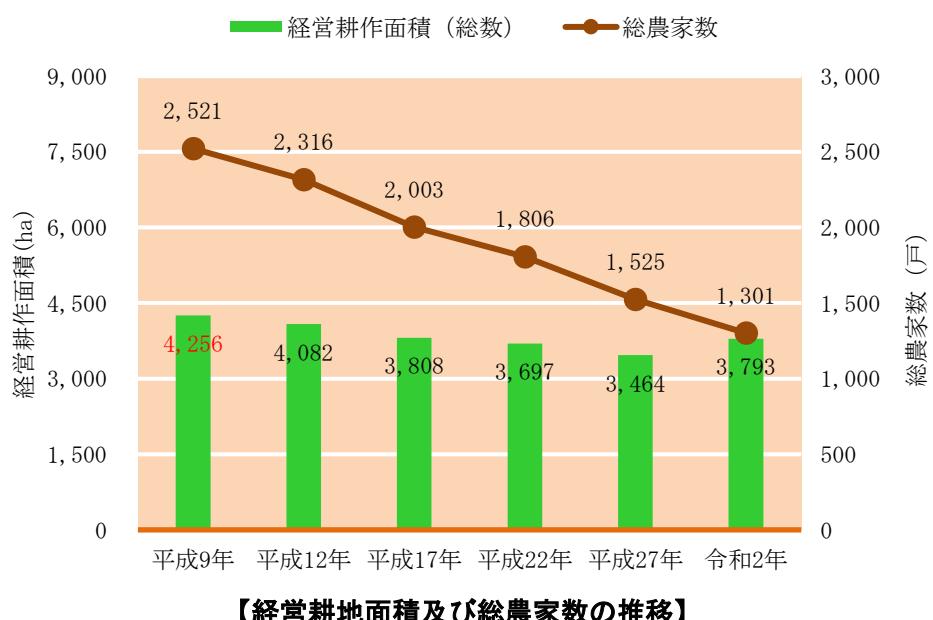
4) 地産木材使用住宅等建築の奨励

本市では、木材価格の低迷等により、間伐等の森林整備が進まない状況です。そこで、地元木材利用を促進させ、森林整備の推進、林業の振興を図るため、市内産の木材を使用し、市内で木造住宅等を建築する際に助成を実施しています。

（2）農地保全

1) 農地の状況

本市の農業は、農業従事者の減少・高齢化、農業所得の減少など大変厳しい状況にあり、経営耕地面積及び農家数は減少傾向にあります。



出典：「市政の概要（令和6年）」（米沢市議会事務局）

「米沢市基本計画改定 統計、データ等資料（令和元年10月）」（米沢市企画調整部政策企画課）

※経営耕地面積：令和2年より「農林業センサス」の調査項目に変更があり、数値の定義が異なる。

2) 市民農園の開設

本市では、野菜や花卉などの栽培による農作業を通じ、自然にふれあうことを目的に、市民農園

⁶ カシノナガキクイムシ（カシナガ）が媒介するナラ菌により、ミズナラ等が集団的に枯れてしまう現象をいう。

出典：「市政の概要（令和6年）」（米沢市議会事務局）

を開設しています。令和6年度末はアルカディア市民農園、愛宕市民農園、皆川球場市民農園の3箇所を開設しています。

3) 鳥獣害防除対策

本市では、中山間部において、野生のサルやイノシシ、ツキノワグマ等による農作物被害が発生しています。また、近年では県内においてニホンジカの目撃件数が増加しており、今後、農林業に深刻な被害を及ぼすことが懸念されています。**ツキノワグマにおいては、市街地への出没も問題化しており、市民生活に大きな影響を及ぼしています。**そこで、自然と調和した恒久的野生動物対策の確立を目指し、防除・環境整備・捕獲を推進しています。

また、被害を及ぼす鳥獣が多種化しているため、各関係機関との連携のもと、米沢市有害鳥獣対策連絡協議会を設置し、各関係機関の連携のもと、防除・環境整備・捕獲を核とした有害鳥獣対策を講じています。

【鳥獣害の現状】

鳥獣の種類	被害の現状（令和4年度）		
	品 目	面積 (a)	金額 (千円)
ニホンザル	水稻、野菜、果実	137.3	3,305.5
イノシシ	水稻、野菜	425.7	3,725.9
ニホンジカ	野菜	0.4	8.7
ツキノワグマ	野菜、果実	113.2	1,413.1
ハクビシン	野菜、果実	17.7	380.0
タヌキ	野菜、果実	2.3	52.5
ハシブトカラス	野菜、果実	4.3	7.7
ハシボソカラス			
スズメ	果実	—	—
ヒヨドリ	果実	—	—
アオサギ	水稻	8.0	83.7
カワウ	淡水魚	—	—
カモシカ	野菜、果実	1.0	23.9
ムクドリ	果実	—	—
合計		709.9	9,001

資料：「米沢市鳥獣被害防止計画（令和6年度）」（米沢市産業部森林農村整備課）

（3）緑地保全

1) 公園の整備状況

本市では、28箇所（178.1 ha）の都市公園が計画されています。令和6年度末現在、64.7 haが開設されており、開設率は36.3%です。

【都市公園の整備状況】

公園区分	計画箇所数	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	開設率
街区公園	19	4.70	4.06	86.4%
近隣公園	2	3.8	3.8	100.0%
地区公園	3	17.3	16.5	95.4%
総合公園	2	28.4	28.4	100.0%
運動公園	1	1.7	—	0.0%
特殊公園	1	122.2	11.9	9.7%
合 計	28	178.1	64.7	36.3%

出典：「市政の概要（令和6年）」（米沢市議会事務局）

2) 緑地の整備状況

本市では、2箇所（419.5 ha）の緑地が計画されています。令和6年度末現在、47.8 ha が開設されており、開設率は 11.4%です。

【緑地の整備状況】

名 称	位 置	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	開設率
最上川上流河川緑地	通町六丁目ほか	71.5	19.4	27.1%
八幡原緑地	八幡原一丁目ほか	348.0	28.4	8.2%
合 計		419.5	47.8	11.4%

出典：「市政の概要（令和6年）」（米沢市議会事務局）

（4）河川

本市は、最上川の源流部に位置し、市内には、松川（最上川）、堀立川、天王川、小樽川、太田川、羽黒川など、吾妻連峰を水源とする多くの河川が流れています。

最上川は、本市と福島県の県境にある西吾妻山の「火焰滝（ひのほえのたき）」にその源を発し、山形県全域を貫き、酒田市で日本海に注ぐ一級河川です。流路延長が約 229 km と国内有数の河川であり、流域面積は山形県の 75 % を占めることから、「母なる川」とされています。

（5）保全地域等の指定

1) 自然公園

本市では、南側の西吾妻山をはじめとした山地が磐梯朝日国立公園に指定されています。磐梯朝日国立公園は、山形県、福島県、新潟県の三県にまたがり、陸域では我が国で 3 番目に大きな国立公園です。

山腹にはミズナラ、ブナ、キタゴヨウ、アオモリトドマツ、コメツガ等の森林が広がります。

また、アズマシャクナゲを中心とする高山植物やヒナザクラ、ワタスゲ、ツルコケモモ、ヒメシヤクナゲ、キンコウカ等の湿生植物を見ることができます。

動物は、大型哺乳類のツキノワグマやニホンカモシカが広く分布し、さらに中小の哺乳類など多くの野生動物が生息する地域です。

山麓部には白布等の温泉があり、古くから温泉場として利用されています。

2) 保護林⁷

林野庁では、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業及び管理技術の発展、学術研究等に資することを目的に、保護林として区域を定め、自然環境の保全を第一とした管理経営を行うことにより、国有林野の保護を図ります。本市には、吾妻山周辺森林生態系保護地域、梅峰・飯森山生物群集保護林の2つの保護林が指定されています。

①吾妻山周辺森林生態系保護地域

吾妻山周辺森林生態系保護地域は、本市の南端に位置し、福島県との県境にある矢筈山(1,510m)、西大巔(1,982m)、西吾妻山(2,035m)、鳥帽子山(1,892m)等の山稜からなる吾妻山北面に位置しています。水平的には冷温帯に属し、垂直的には標高1,400～1,500mまでが山地帯(ブナ帯)、その上部は亜高山帶⁸属します。吾妻連峰一帯のアオモリトドマツを主とする原生的な森林地帯のほかに、山地湿原、雪田草原、瀑布等の変化に富んだ景観があり、本地域を南限、または北限とする植物分布、原生的な森林に生息する貴重な動植物が見られる数少ない地域です。

②梅峰・飯森山生物群集保護林

梅峰・飯森山生物群集保護林は、本市の梅峰周辺のブナ天然林とアオモリトドマツ林の保護を目的に指定されています。当該地域には原生的なブナ天然林のほか、梅峰には、気候的極相⁹として分布限界¹⁰(西端)のアオモリトドマツ林が分布しています。

3) 緑の回廊

緑の回廊とは、保護林を繋ぐことにより、動植物の個体群の交流を可能にし、種の保存、遺伝資源の保全を図るために形成された森林のネットワークです。森林生態系を構成する野生生物の多様性を保全するためには、その移動経路を確保し、生育・生息地の拡大と相互交流を促すことが必要とされています。国有林野事業では、原生的な天然林や貴重な野生生物の生育・生息地等を保全・管理するため、保護林を従来から設定しており、保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、野生生物の移動経路を確保することで、より広範かつ効果的な森林生態系の保全を図ります。

鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊が、山形県内を一巡する形で、秋田、山形、新潟、福島、宮城県境沿いに設定されています。本市では、南側が緑の回廊の一部に設定されています。

⁷ 原生的な天然林などを保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的としている国有林野をいう。

⁸ 植物の垂直分布で、中部山岳では標高1500～2500mの地帯をいう。

⁹ その場所で最終的に到達する植物群落のことをいう。

¹⁰ 生物の地理的分布は、地形、土壤、気候などの環境条件、他の生物との関係、地史的な経緯などによって制約されているが、こうした制約によってある生物種(ないし属その他の分類単位)や生物群集の分布が地理的な限界を示している場所をいう。

4) 鳥獣保護区

わが国では、鳥獣の保護、狩猟の適正化、生物多様性の保護を目的として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき野生生物の保護・管理のために鳥獣保護区等が指定されています。本市では、山形県によって吾妻鳥獣保護区、千眼寺裏鳥獣保護区が指定されています。

千眼寺裏鳥獣保護区には、「窪田水辺の楽校」が整備され、野鳥の観察や環境学習・生物観察などさまざまな自然体験の場となっています。

【鳥獣保護区の概要】

名 称	指定区分	指定目的
吾妻鳥獣保護区 (令和4年11月1日～ 令和14年10月31日)	森林鳥獣生息地の保護区	吾妻鳥獣保護区は、本市の南部、福島県との県境周辺に位置し、標高2,035mの西吾妻山を中心とした高山地帯で、磐梯朝日国立公園（吾妻地域）の特別保護地区及び特別地域にも指定されており、ニホンザル、国の特別天然記念物であるニホンカモシカ、国内希少野生動物であるイヌワシの良好な生息地であり、大型鳥獣及び森林鳥獣の生息に適した地域であるため。
千眼寺裏鳥獣保護区 (令和5年11月1日～ 令和15年10月31日)	集団渡来地の保護区	千眼寺裏鳥獣保護区は、最上川と羽黒川の合流地点周辺に位置し、川岸にはヨシやヤナギ等が茂り、湿地も点在する区域で、オオハクチヨウやマガモをはじめとする渡り鳥の飛来地として重要な場所であるため。

出典：「令和6年度山形県鳥獣保護区等位置図」（山形県webサイト）

「山形県公報第350号（令和4年10月28日告示第826号）」（山形県webサイト）

「山形県公報第450号（令和5年10月27日告示第747号）」（山形県webサイト）

（6）重要な動植物

本市の南側に広がる吾妻連峰は大部分が磐梯朝日国立公園に指定されており、原生的な森林に生息する貴重な動植物が見られる数少ない地域であるなど、生物にとって貴重な生育・生息場所です。

本市では、ゲンジボタル、ヘイケボタル、ヒメボタルなどが生息し、環境省のふるさといきもの里100選に選定された「小野川ホタルの里」で知られているホタル生息地や、吾妻の白猿などの動植物やその生息地が、天然記念物等として重要な動植物に指定されています。

【重要な動植物】

分類	名称	備考
天然記念物	山上のオオクワ	山形県指定文化財
	長町裏のエゾエノキ	
	西明寺のトラノオモミ	
	吾妻の白猿	米沢市指定文化財
	上小菅観音堂のケヤキ	
	李山宮ノ前諏訪神社の大スギ	
	ホタル生息地	
巨木	吾妻のミズナラ	森の巨人たち百選

出典：「文化財一覧」（米沢市webサイト）

「森の巨人たち百選」（林野庁webサイト）

(7) 重要な植物群落等

全国各地で植物相の多様性が失われつつある中、地域の代表的・典型的な植生、代替性のない植生、極めて脆弱であり存続が危ぶまれる植生等について、環境省では特定植物群落として選定し保護を進めています。また、「レッドデータブックやまがた 絶滅危惧野生植物 2013 年改訂版」において、県内の危急度毎に植物群落・植物個体群立地が選定されています。

本市においては、これら重要な植物群落等が 10 箇所確認されています。

【重要な植物群落等】

区分	名称	備考	地図位置
亜寒帯常緑 針葉高木林	吾妻山のオオシラビソ林	特定植物群落 レッドデータブックやまがた記載の「吾妻山自然林」と同一	①
湿地植生	吾妻山弥兵衛平、 明星湖湿原	特定植物群落 レッドデータブックやまがた記載の「西吾妻山稜の湿原及び雪田植生」と同一	①
雪田植生	吾妻山人形石雪田植生	特定植物群落	②
湿地植生	西吾妻山の湿原植生	特定植物群落	②
冷温帯夏緑 広葉高木林	白布峠のブナ林	特定植物群落 レッドデータブックやまがた記載の「白布峠ブナ自然林」と同一	③
湿地植生	吾妻山馬場谷地湿原	特定植物群落 レッドデータブックやまがた記載の「馬場谷地湿原」と同一	④
冷温帯夏緑 広葉高木林	大荒沢自然林	特定植物群落 レッドデータブックやまがた記載の「大荒沢自然林」と同一	⑤
常緑 針葉高木林	梅峰アオモリトドマツ林	特定植物群落	⑤
河岸・湖沼湿地 ・水生植物	最上川保呂羽堂裏河岸植生	河岸	⑥
植物個体群 広域自生域	斜平山植物個体群自生域	地域景観、絶滅危惧個体群	⑦

出典：「第2回、第3回、第5回自然環境保全基礎調査」（環境省）

「レッドデータブックやまがた 絶滅危惧野生植物 2013 年改訂版」（山形県）



5 生活環境

(1) 大気汚染

わが国では大気、水、土壤、騒音について、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準を定め、これを環境基準と呼んでいます。

大気については大気汚染物質として光化学オキシダント (O_x) 、二酸化窒素 (NO_2) 、浮遊粒子状物質 (SPM) 、二酸化硫黄 (SO_2) 及び一酸化炭素 (CO) の 5 項目を、有害大気汚染物質としてベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの 4 項目を、微小粒子状物質として微小粒子状物質 (PM2.5) を指定し、それぞれについて環境基準（維持されることが望ましい基準）を定めています。

本市の区域内には、山形県が大気汚染防止法第 22 条に基づき、一般環境大気測定局（一般局）1 局を設置しており、大気汚染の常時監視を実施しています。令和 5 年度の測定結果は、 SO_2 、 NO_2 、SPM、PM2.5 で環境基準を達成しているものの、 O_x は未達成でした。

また、平成 24 年度に実施した有害大気汚染物質の測定結果は、全ての項目で環境基準を達成していました。

今後も維持されることが望ましい基準の確保に努めていきます。

【大気汚染物質に係る環境基準】

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO_2)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。
二酸化窒素 (NO_2)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が $0.10 \text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20 \text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
光化学オキシダント (O_x)	1 時間値が 0.06 ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下であること。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号）

【有害大気汚染物質に係る環境基準】

物質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が $0.003 \text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が $0.13 \text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が $0.2 \text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が $0.15 \text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示第 4 号）

（改正 平成 13 年 4 月 20 日 環境省告示第 30 号）（改正 平成 30 年 11 月 19 日 環境省告示第 100 号）

【微小粒子状物質に係る環境基準】

物質	環境上の条件
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15 μ g/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μ g/m ³ 以下であること。

出典：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年9月9日 環境省告示第33号）

【大気環境測定結果（令和5年度 年平均値）】

測定地点名	種別	項目				
		SO ₂	NO ₂	SPM	O _x	PM2.5
米沢金池	一般局	0.001 ppm	0.012 ppm	0.022 mg/m ³	0.097 ppm	7.2 μ g/m ³

出典：「令和5年度山形県の大気・水環境等の状況」（山形県）

【大気環境測定結果（平成24年度 年平均値）】

測定地点名	種別	項目			
		ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
米沢金池	一般局	0.00096 mg/m ³	0.00029 mg/m ³	0.00011 mg/m ³	0.0010 mg/m ³

出典：「平成24年度山形県の大気環境等の状況」（山形県）

【大気環境基準達成状況】

測定地点名	種別	環境基準達成状況							有害大気汚染物質 ^{注1)}			
		SO ₂	NO ₂	SPM	O _x	CO	PM2.5	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	
米沢金池	一般局	○	○	○	×	—	○	○	○	○	○	

出典：「平成24年度山形県の大気環境等の状況」（山形県）

「令和5年度山形県の大気・水環境等の状況」（山形県）

注) 有害大気汚染物質の環境基準達成状況は平成24年度の結果を示します。

(2) 騒音

わが国では、用途地域等で区分された地域毎に騒音に係る環境基準を定めています。

【騒音に係る環境基準】

地域の種類		時間の区分	
		昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域	一般地域	55 dB 45 dB
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB 55 dB
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、(特別工業地区 ^{注)} を除く)	一般地域	55 dB 45 dB
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 dB 60 dB
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、特別工業地区 ^{注)}	一般地域	60 dB 50 dB
		車線を有する道路に面する地域	65 dB 60 dB

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号)

「米沢市告示第46号」(平成24年3月30日)

注) 都市計画法第8条第1項第2号に規定する特別用途地区に該当(本市の場合、地場産業としての繊維工業その他の工業便の増進を図ることを目的とするものに限る。)

【特例 幹線道路を担う道路に近接する空間における基準値】

昼間	夜間
70 dB	65 dB

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号)

1)自動車騒音

市内の自動車騒音の状況を把握するために、令和6年度は騒音調査を17区間で実施しました。その結果、全区間ににおいて昼間・夜間ともに環境基準を満たしていました。また、自動車騒音の面的評価の結果、本市では環境基準超過戸数は2戸であり、達成率は99.96%でした。

【自動車騒音の道路端騒音調査結果（令和6年度）】

区間番号	調査区間	測定地点	調査結果		基準レベルとの差 ^{注1)}	
			L_{Aeq}		環境基準	
			昼間	夜間	昼間	夜間
1	東北中央自動車道	中田町	57	56	-13	-9
2	一般国道13号	万世町片子	69	61	-1	-4
3	一般国道13号	大字花沢	70	63	±0	-2
4	一般国道121号	館山三丁目	65	57	-5	-8
5	一般国道121号	大字館山	66	59	-4	-6
6	米沢高畠線	下花沢二丁目	61	54	-9	-11
7	米沢浅川高畠線	信夫町	65	54	-5	-11
8	米沢浅川高畠線	中田町	69	61	-1	-4
9	米沢環状線	春日一丁目	65	55	-5	-10
10	米沢環状線	御廟三丁目	63	52	-7	-13
11	板谷米沢停車場線	通町六丁目	64	56	-6	-9
12	板谷米沢停車場線	相生町	61	51	-9	-14
13	板谷米沢停車場線	大町一丁目	64	56	-6	-9
14	綱木米沢停車場線	館山三丁目	65	57	-5	-8
15	笛野下矢来線	矢来二丁目	62	52	-8	-13
16	南堀端町大町線	門東町二丁目	57	48	-13	-17
17	市道米沢駅東線	万世町堂森	61	52	-9	-13

資料：「令和6年度自動車騒音常時監視評価結果」(市民環境部環境課)

注1) 環境基準、要請限度はともに「幹線交通を担う道路に近接する空間」の値です。

【自動車騒音の面的評価結果（令和6年度）】

区分	昼夜とも基準値以下（環境基準達成率）		
	全体% (超過戸数)	近接空間% (超過戸数)	非近接空間% (超過戸数)
米沢市	99.96 (2)	99.9 (2)	100.0 (0)

資料：「令和6年度自動車騒音常時監視評価結果」(米沢市市民環境部環境課)

(3) 悪臭

わが国では、悪臭防止法第4条第1項に基づき、事業場から発生する悪臭について基準を定めており、本市においても同法に基づく地域の指定及び人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化した臭気指数による規制基準が設定されています。

南原地区では、堆肥製造事業所や養豚事業所を原因とした悪臭が問題となり、悪臭公害防止協定の締結や行政指導による対策を進めてきました。平成26年に、堆肥製造事業所が事業を廃止したことから、悪臭の発生はなくなりました。養豚事業所では、広範囲な悪臭苦情はなくなりましたが、近隣での悪臭苦情はなくなっていないため、今後も引き続き対応が必要です。

(4) 水質汚濁

わが国では、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準として人の健康の保護に関する項目（健康項目¹¹⁾）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目¹²⁾）について環境基準を定めています。

本市においては、山形県が水質汚濁防止法第15条に基づいた水質測定を含め、河川6地点で水質調査を実施しています。

【人の健康の保護に関する環境基準　【健康項目】】

物　質	基準値	物　質	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	1, 3-ジクロロプロペニン	0.002 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ふつ素	0.8 mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
		1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）（改正 令和3年10月7日 環境省告示第62号）

注) 基準値は年平均値です。ただし、全シアンに係る基準値については最高値です。

¹¹ 人の健康に被害を生じる恐れのある重金属（カドミウム、水銀等）や有機塩素系化合物（PCB、トリクロロエチレン等）など対象にして環境基準が設定されている27項目の汚染物質をいう。

¹² 川や海などの水の「汚れ」について、物理的（pH、SS等）な面、あるいは生物の生育環境（BOD、DO等）の面からみた水質の環境基準が設定されている10の項目をいう。

【生活環境の保全に関する環境基準（河川）　【生活環境項目】】

類型	基準値				
	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
A	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/ 100 mL以下
B	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1000 CFU/ 100 mL以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）（改正 令和3年10月7日 環境省 告示第62号）

注) 生活環境項目については、河川の利用目的により指定された類型区分（AA～E の 6 類型）に応じて、基準値が設定されています。

本市内を流れる主要な河川においては、最上川、羽黒川、天王川及び鬼面川がA類型、堀立川がB類型の指定を受けています。

1) 健康項目

令和5年度の健康項目については、堀立川（芦付橋）、最上川上流（新田橋）の2地点で1項目、鬼面川（大樽橋）、太田川（山梨沢橋）の2地点で2項目、水窪ダム貯水池、綱木川ダム貯水池の2地点で1項目の測定を実施しており、いずれの地点においても環境基準を達成しています。

【河川水質測定結果】

(令和5年度公共用水域水質測定結果[健康項目]年平均値)

地点名	カドミウム	鉛	砒素	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素
堀立川 (芦付橋)	—	—	0.001 mg/L	—
鬼面川 (大樽橋)	<0.0003 mg/L	<0.001 mg/L	—	—
太田川 (山梨沢橋)	0.0014 mg/L	0.0016 mg/L	—	—
最上川上流 (新田橋)	—	—	<0.001 mg/L	—
水窪ダム貯水池	—	—	—	0.085 mg/L
綱木川ダム貯水池	—	—	—	0.055 mg/L

出典：水環境総合情報サイト（環境省）

「—」は、測定結果がないことを示します。

2) 生活環境項目

令和5年度の生活環境項目については、6地点で1~5項目の測定が行われています。測定項目のうち、水質の代表的な指標であるBOD（75%値）についてみると、測定を実施している4地点において、A類型の基準値である2.0 mg/Lを下回っており、水質は良好な環境が保たれています。

【河川水質測定結果】

(令和5年度公共用水域水質測定結果[生活環境項目]年平均値)

地点名	類型	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD) ^{注1)}	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数 ^{注2)}
堀立川 (芦付橋)	B	6.8~7.4	0.8 mg/L	5 mg/L	10 mg/L	580 CFU/ 100 mL
鬼面川 (大樽橋)	A	7.5~7.7	—	—	—	—
太田川 (山梨沢橋)	—	7.4~7.7	—	—	—	—
最上川上流 (新田橋)	A	7.0~7.6	0.6 mg/L	3 mg/L	11 mg/L	2000 CFU/ 100 mL
羽黒川 (羽黒川橋)	A	7.1~7.5	0.6 mg/L	2 mg/L	11 mg/L	290 CFU/ 100 mL
天王川 (天王川橋)	A	7.0~7.2	1.0 mg/L	4 mg/L	10 mg/L	120 CFU/ 100 mL

出典：水環境総合情報サイト（環境省）

「—」は、測定結果がないことを示します。

注1) BODの値は年間75%値を表します。

注2) 大腸菌数の値は年間90%値を表します。

注3) ■の網掛けは環境基準を超過していることを示します。

3) 各河川の状況

本市を流れる主要な河川は、廃止鉱山からの排水、生活排水、工業排水の流入により、過去には水質が悪化した経緯があります。

【各河川の状況】

河川名	概 要
堀立川	松川の猿尾堰から取水し、市街地の中西部を南北に貫流した後、市街地の下流部で再び松川に流入しています。堀立川は、市街地の一般家庭から排出される生活排水が大量に流入していましたため、山形県が調査した平成4年度から8年度までの5年間、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準のBOD（生物化学的酸素要求量）が3mg/Lを上回り、「県内の汚れた川ワースト10」に入っていました。しかし近年、公共下水道の整備が進み、水質は改善されています。
小樽川 (鬼面川)	最上川水系鬼面川の上流部の河川であり、その上流域では、過去に金、銀、鉛、亜鉛等が採掘されていました。現在は、廃止鉱山の一画に整備した排水処理施設で維持管理しています。
太田川	最上川水系鬼面川に流入する大樽川の支流で、上流域には鉱山跡地があります。鉱山跡地では鉱さい流出防止のため、整形、覆土、植栽等の安定化処理を実施しました。安定化処理後20年以上が経過し、鉱さい流出対策箇所の一部が流水によって削り崩される等の状況が確認されたことから、対策を検討するために平成18年度及び平成19年度に調査を実施しました。
松川 (最上川)	最上川の源流であり、流域住民の日常生活と農林漁業を支えてきましたが、昭和12年の西吾妻鉱山の硫黄採掘開始以降、酸による汚染が始まりました。西吾妻鉱山の閉山後は、坑内水及び鉱さい堆積場から浸出した酸性水は、西吾妻鉱山休廃止鉱山鉱害防止事業により大笠山台地に整備した除毒施設により地下浸透処理をしています。しかしながら、同施設で酸性水を完全に中和することは困難であり、依然として酸性が強い状態にあります。
羽黒川	東吾妻梅森に源を発し、上流部で大小屋川、刈安川が合流し、市街地東部を貫流しています。刈安川上流には、水窪ダムがあり、農業用水、上水道、工業用水を供給する多目的ダムとして重要な役割を担っています。
天王川	万世地区に梓川として源を発し、流域のかんがい用水として田畠を潤し、生活用水としても利用されています。

出典：「米沢市の水環境」

4) 下水道整備

令和5年度末の下水道の整備状況をみると、世帯水洗化率は85.7%、人口普及率は65.4%です。

下水道の整備は平成19年度から進めていますが、下水道普及率は全国及び山形県と比較すると、

全国（令和5年度：81.4%）、山形県（令和5年度：79.3%）と比較して低くなっています。

出典：「都道府県・政令都市別下水道処理人口普及率（令和5年度末）」（国土交通省）

【下水道普及状況の推移】

年 度	行政 人口 (人)	水洗可能		水洗化実施		世 帯 水洗化率 (%)	人 口 普及率 (%)
		人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯 (世帯)		
平成26年度	84,315	53,333	21,391	45,423	17,863	83.5	63.3
平成27年度	83,175	53,019	21,412	45,339	17,821	83.2	63.7
平成28年度	82,164	52,650	21,567	45,342	18,103	83.9	64.1
平成29年度	81,125	52,061	21,578	45,488	18,395	85.2	64.2
平成30年度	80,314	52,041	21,896	45,925	18,751	85.6	64.8
令和元年度	79,351	51,549	21,997	45,474	18,836	85.6	65.0
令和2年度	78,446	51,093	22,165	45,099	18,993	85.7	65.1
令和3年度	77,654	50,670	22,416	44,723	19,217	85.7	65.3
令和4年度	76,556	50,063	22,563	44,193	19,339	85.7	65.4
令和5年度	75,189	49,191	22,485	43,411	19,260	85.7	65.4

出典：「米沢市の統計2020」（米沢市）

「米沢市の統計2024」（米沢市）

注1) 各年度3月末日現在の状況を示します。

注2) 世帯水洗化率=水洗化実施世帯数／水洗化可能世帯数 人口普及率=水洗化可能人口／行政区域内人口

（5）地下水

わが国では、地下水の水質汚濁について、環境基準を定めています。

【地下水の水質汚濁に係る環境基準】

物 質	基 準 値	物 質	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふつ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日 環境庁告示第10号）（改正 令和3年10月7日 環境省告示第63号）

注) 基準値は年平均値です。ただし、全シアンに係る基準値については最高値です。

山形県では、地下水水質測定計画に基づき、地下水の水質測定を実施しています。平成 28 年度以降、本市の 7 地点で砒素が、1 地点で鉛が環境基準を超過しています。また、令和 5 年度の測定において、テトラクロロエチレンが、3 地点で環境基準を下回っています。

【地下水質の環境基準超過地点】

項目名 (環境基準)	調査 地区	測定結果							
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
砒素 (0.01mg/L以下)	木場町	0.028 mg/L	—	—	—	0.040 mg/L	—	—	—
	信夫町	—	0.43 mg/L	—	—	—	0.44 mg/L	—	—
	成島町	—	—	0.31 mg/L	—	—	—	0.14 mg/L	—
	万世町	—	—	—	0.054 mg/L	—	—	—	0.053 mg/L
	笛野本町	—	0.040 mg/L	—	—	—	0.040 mg/L	—	—
	小野川	—	—	0.048 mg/L	—	—	—	0.017 mg/L	—
	長手	0.021 mg/L	—	—	—	0.020 mg/L	—	—	—
テトラクロロ エチレン (0.01 mg/L以下)	大町	0.027 mg/L	0.038 mg/L	0.024 mg/L	0.022 mg/L	0.015 mg/L	0.014 mg/L	0.023 mg/L	≤0.01 mg/L
	中央	0.028 mg/L	0.027 mg/L	0.020 mg/L	0.015 mg/L	0.014 mg/L	0.022 mg/L	0.016 mg/L	≤0.01 mg/L
	花沢	0.025 mg/L	0.023 mg/L	0.016 mg/L	0.011 mg/L	≤0.01 mg/L	≤0.01 mg/L	≤0.01 mg/L	≤0.01 mg/L
鉛 (0.01 mg/L以下)	築沢	0.014 mg/L	—	—	—	—	—	—	—

出典：「平成 28 年度 山形県の水・大気環境等の状況」(山形県)

「平成 29 年度 山形県の水・大気環境等の状況」(山形県)

「平成 30 年度 山形県の水・大気環境等の状況」(山形県)

「令和元年度 山形県の水・大気環境等の状況」(山形県)

「令和 2 年度 山形県の水・大気環境等の状況」(山形県)

「令和 3 年度 山形県の水・大気環境等の状況」(山形県)

「令和 4 年度 山形県の水・大気環境等の状況」(山形県)

「令和 5 年度 山形県の水・大気環境等の状況」(山形県)

「—」は調査を実施しなかった地点であることを示します。

(6) 地盤沈下

本市では、消雪目的などによる地下水の揚水量の増加に伴い、昭和 42 年ごろから地盤沈下による被害が発生しています。特に、市街地で地盤沈下が進んでおり、市が実施している水準測量の結果によると、昭和 49 年から令和 5 年までの累積沈下量は、東三丁目で -452 mm です。

無計画な地下水採取による地下水障害を防止するため、昭和 51 年 10 月から、県条例に基づく「米沢地域地下水採取適正化計画」が、本市、南陽市、高畠町、川西町に適用されてきました。また、地下水利用者の自主的な節水・使用合理化等の推進を図ることを目的とする米沢地区地下水利用対策協議会が設立され、地下水の保全と、地盤沈下をはじめとする地下水障害の防止に努めています。

出典：「令和 5 年度全国の地盤沈下地域の概況」(環境省 水・大気環境局)

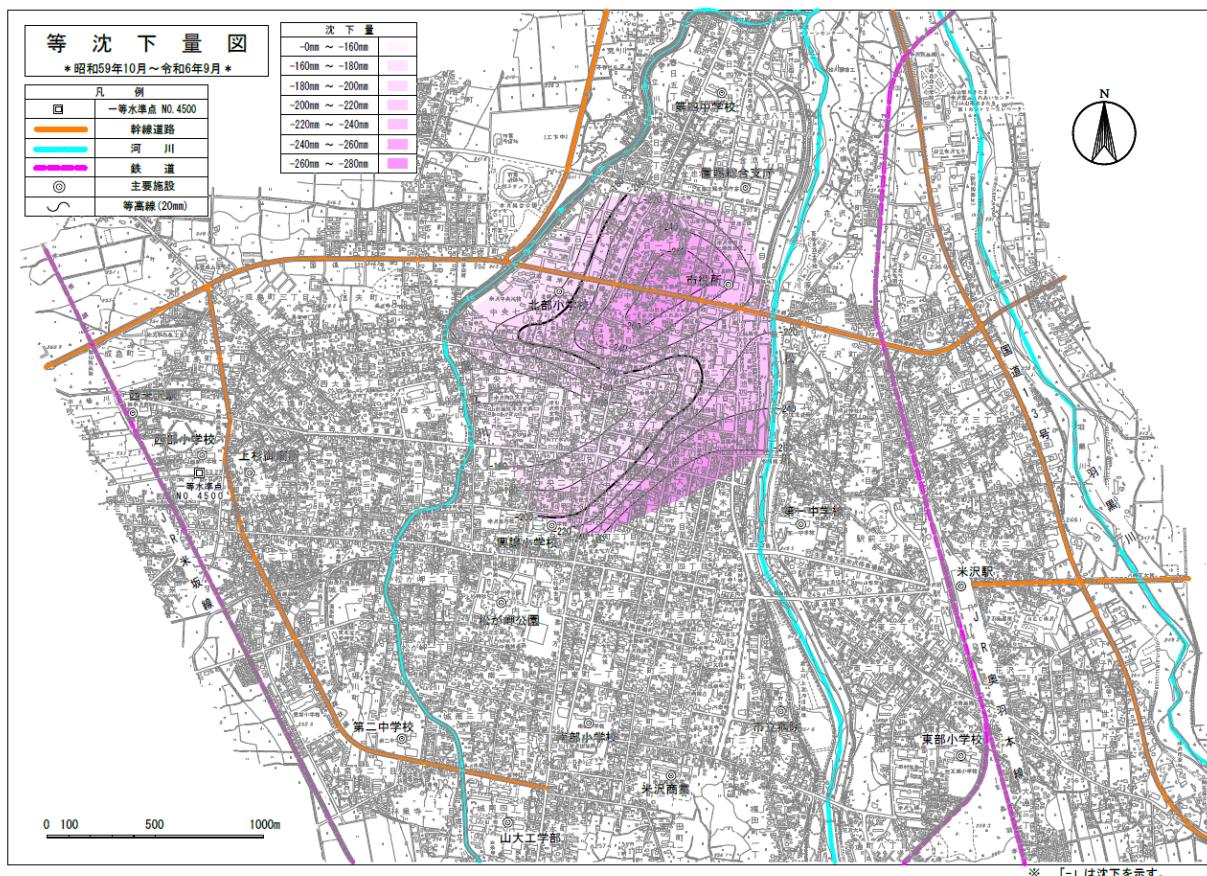


図2-1 累積等沈下量図（昭和59年10月～令和6年9月）

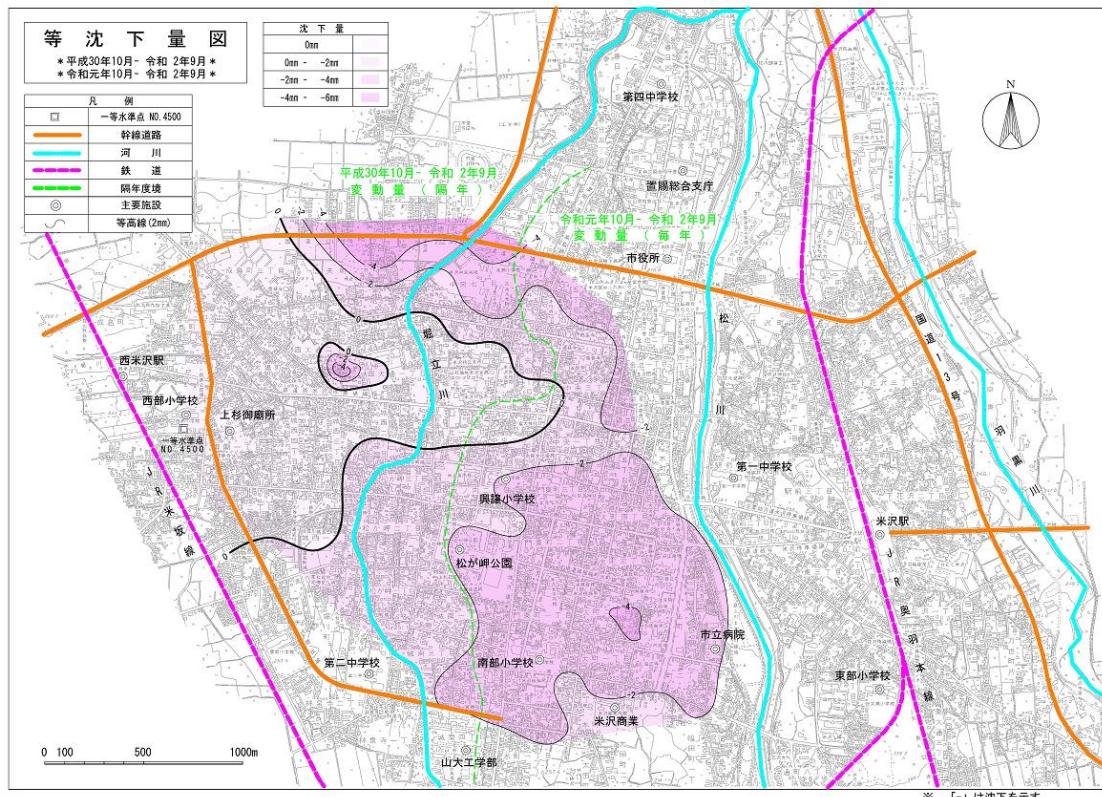


図2-2 年間等沈下量図（平成30年10月～令和2年9月）（中央）

（令和元年10月～令和2年9月）（西）

(7) ダイオキシン類

わが国では、ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（底質の汚染を含む）及び土壤の汚染に係る環境基準が定められています。

令和5年度は、本市の1地点で山形県が地下水についてダイオキシン類調査を実施しています。その結果、環境基準を達成しています。

【ダイオキシン類による汚染に係る環境基準】

媒体	基準値
大気	年平均値が0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質	年平均値が1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壤	1,000 pg-TEQ/g 以下

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日 環境庁告示第68号）

注）基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンの毒性に換算した値です。

【ダイオキシン類測定結果】

媒体	測定場所	測定値
地下水	小野川	0.034 pg-TEQ/g

出典：「令和5年度山形県の大気・水環境等の状況」（山形県）

(8) 放射能濃度・放射線量

国土交通省のモニタリング方針に基づき、水道水の放射性物質検査を実施しています。本市では、大樽川を水源とする館山浄水場、水窪・綱木川ダムを水源とする置賜広域水道（笛野浄水場）で放射性物質の測定が行われています。令和6年度は、館山浄水場、笛野浄水場の2浄水場とも放射性セシウムは不検出でした。

出典：水道水の放射性物質検査の結果 「令和6年度（R6.4～R7.3）検査結果」（山形県webサイト）

(9) 公害等に関する苦情相談の状況

本市では、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの公害等に関する苦情相談を受け付けています。

公害等に関する苦情相談は、以前は悪臭に関するものが大半を占めており、平成 21 年度には 909 件中、746 件 (82.1%) が悪臭に関する苦情です。

平成 21 年度以降、悪臭に関する苦情の件数は減少傾向にあり、令和 5 年度は 3 件（苦情全体の 5.0%）です。

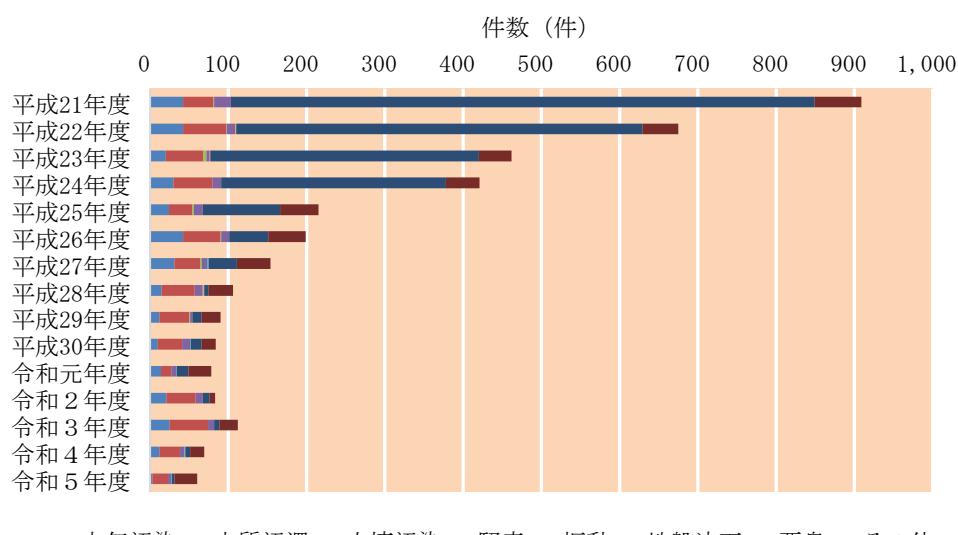
悪臭以外の苦情では、その他（廃棄物の投棄 23 件、野焼き 6 件）が 29 件、水質汚濁が 20 件、騒音が 4 件です。

【公害等に関する苦情相談件数の推移】

年 度	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
平成 21 年度	42	39	1	21	0	0	746	60	909
平成 22 年度	42	55	1	11	0	1	519	46	675
平成 23 年度	20	48	4	4	0	1	343	42	462
平成 24 年度	30	50	0	11	0	0	287	43	421
平成 25 年度	24	30	2	11	0	0	99	49	215
平成 26 年度	42	48	1	10	0	0	50	48	199
平成 27 年度	31	33	2	7	2	0	36	43	154
平成 28 年度	15	42	0	10	1	1	6	31	106
平成 29 年度	12	38	1	3	0	0	12	24	90
平成 30 年度	10	31	0	10	1	0	14	18	84
令和元年度	14	13	0	6	1	0	15	29	78
令和 2 年度	21	37	0	9	0	0	9	7	83
令和 3 年度	25	49	0	8	0	0	7	23	112
令和 4 年度	12	26	0	6	1	0	6	18	69
令和 5 年度	3	20	0	4	1	0	3	29	60

出典：「米沢市の統計 2024」（米沢市）

「米沢市基本計画改定 統計、データ等資料（令和元年 10 月）」（米沢市企画調整部政策企画課）



■ 大気汚染 ■ 水質汚濁 ■ 土壌汚染 ■ 騒音 ■ 振動 ■ 地盤沈下 ■ 悪臭 ■ その他

【公害等に関する苦情相談件数の推移】

出典：「米沢市の統計 2024」（米沢市）

「米沢市基本計画改定 統計、データ等資料（令和元年10月）」（米沢市企画調整部政策企画課）

（10）有機フッ素化合物（P F A S）

有機フッ素化合物のうち、PFAS（ピーファス、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称）は撥水・撥油性、熱・化学的安定性等の性質があり、半導体用反射防止剤・レジスト、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤などの様々な用途に使用されてきました。中でも、PFOS（ピーフオス、ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ピーフオア、ペルフルオロオクタン酸）は、分解されにくく、水溶性かつ不揮発性の物質であるため、環境中に放出された場合には河川等に移行しやすく、環境中に蓄積しやすいため、環境や食物連鎖を通じて人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されています。

本市の水道は大樽川を水源とする館山浄水場と、水窪ダム及び綱木川ダムの水を水源とする笛野浄水場（山形県の広域水道用水供給事業により、米沢市・南陽市・高畠町・川西町の東南置賜二市二町に水道水を届けている施設）、田沢浄水場、白布高湯簡易水道、板谷簡易水道で作られる水道水でまかなわれています。これらの浄水場の他に、河川、地下水より採水して調査を実施しています。調査の結果は、公共用水域及び地下水における暫定指針値を下回っています。

【各浄水場の PFOS 及び PFOA 調査の結果】

水質検査地点	区分	令和 6 年度
館山浄水場	浄水	<50 ng/L
田沢浄水場	浄水	<50 ng/L
白布浄水場	浄水	<50 ng/L
板谷浄水場	浄水	<50 ng/L
笛野浄水場	浄水	<50 ng/L

※水質管理目標設定項目における目標値：50 ng/L (PFOS 及び PFOA の合計値)

出典：「令和 7 年度水質検査計画」、「水道水の PFOS 及び PFOA 検査結果」（米沢市上下水道部水道課）

【各河川、地下水の PFOS 及び PFOA 調査の結果】

水質検査地点		令和 3 年度～令和 5 年度 ^{注)}
河 川	最上川（新田橋）	4.3 (2.5～6.0) ng/L
	天王川（天王川橋）	4.1 (1.8～6.3) ng/L
地 下 水	万世町堂森	1.7 (1.6～1.8) ng/L
	広幡町成島	2.6 (2.4～2.8) ng/L

※公共用水域及び地下水における暫定指針値（環境省）：50 ng/L (PFOS 及び PFOA の合計値)

出典：「山形県の水環境中の有機フッ素化合物の状況について」（山形県環境エネルギー部水大気環境課）

注）河川、地下水の調査結果は、令和 3 年度～令和 5 年度の結果を「平均値（濃度範囲）」として示しています。

6 環境教育・活動

(1) 環境教育

豊かな自然環境や快適な生活環境を守るために、環境に配慮した生活や責任ある行動を取ることができる、人と自然にやさしい人間性を養うことが求められています。

山形県では、県内で環境学習施設の見学や環境学習講座等を通じて環境学習を支援している企業やNPOなどの民間団体を「環境学習支援団体」として認定しています。本市では、NEC パーソナルコンピュータ株式会社 米沢事業場、株式会社ニューテックシンセイ、**リアクトバイオガス株式会社**の3団体が認定されています。

【本市の環境学習支援団体】

団体名	学習のポイント	学習の概要
NEC パーソナルコンピュータ株式会社 米沢事業場	工場見学で、様々な環境への取組みを学習	パソコンなどの製品における環境配慮や、工場・オフィスとしての廃棄物の分別、生ごみリサイクル、省エネルギー等の取組状況の見学を通じて、環境に配慮した事業活動のあり方について学習します。
株式会社 ニューテックシンセイ	地元広葉樹の未利用材から作った木製ブロックの加工見学や木製ブロックを使ったワークショップ	・地元の間伐材などの未利用材（無垢材）の角材から木製ブロックになるまでの工程を見ながら、森林資源保全の大切さや未利用材の活用について学ぶことができます。 ・木製ブロックを使ったワークショップ（工作体験）ができます。
リアクトバイオガス株式会社	環境学習施設	バイオガスを利用した温暖化防止と農業振興

出典：「山形県環境学習支援団体活用ハンドブック（令和6年11月改訂版）」**（山形県）**

また、本市及び周辺には、主要な環境教育関連施設として、よねざわ昆虫館（三沢コミュニティセンター）、置賜広域行政事務組合 千代田クリーンセンター^{注)}、米沢浄水管理センターの3施設があります。

【本市の主要な環境学習施設】

施設名	施設の概要
よねざわ昆虫館（三沢コミュニティセンター）	山谷昆虫コレクション約10万点の保管・展示
置賜広域行政事務組合 千代田クリーンセンター ^{注)}	ごみ焼却施設の見学、プラスチック製容器包装及びペットボトルの手選別工程の見学
米沢浄水管理センター	下水道終末処理場の施設見学

出典：「県内の主な環境学習・見学施設」**（山形県webサイト）**

注) 千代田クリーンセンターは、隣接する高畠町に設置されていますが、本市は置賜広域行政事務組合の構成市町であるため、参考として掲載しました。

さらに本市では、平成 28 年から次代を担う小学生及び中学生向けに地球温暖化問題に対する子ども達の理解と関心を深めることを目的として地球温暖化防止講演会を実施しています。

【地球温暖化防止講演会実施状況】

年度	実施校	参加者数(人)
平成 28 年度	興譲小学校、南部小学校、南原小学校、六郷小学校、第一中学校、第二中学校	410
平成 29 年度	東部小学校、北部小学校、閑小学校、塩井小学校、第三中学校、第四中学校	471
平成 30 年度	西部小学校、愛宕小学校、三沢東部小学校、窪田小学校、第五中学校、第六中学校	333
令和元年度	万世小学校、上郷小学校、第七中学校	178
令和 2 年度	松川小学校、広幡小学校、閑根小学校 三沢西部小学校、第二中学校	239
令和 3 年度	三沢東部小学校、三沢西部小学校、六郷小学校、広幡小学校	44
令和 4 年度	塩井小学校、窪田小学校、上郷小学校 第一中学校、第二中学校	607
令和 5 年度	興譲小学校、東部小学校、松川小学校 第三中学校、第四中学校	545
令和 6 年度	西部小学校、南部小学校、北部小学校 第五中学校、第六中学校	514



小学校での講演会の様子



中学校での講演会の様子

(2) 環境活動

本市では、市民、事業者、行政との連携により、花と樹木におおわれたまちづくり計画、米沢みちサポーター事業といった環境活動が実施されています。

【主な環境活動】

活動	活動の概要
花と樹木におおわれたまちづくり計画	市全体が「花と樹木におおわれたまち米沢」となることを目指し、30 年を計画期間として「未来に残そう緑の米沢」をテーマにまちなかに花と樹木を積極的に植栽する計画です。花と樹木を活かした協働のまちづくりによって、更に美しい共有の財産として後世に残します。
米沢みちサポーター事業	米沢市が管理している道路の美化を目的に、歩道や植樹枠などに花苗を植栽し、清掃や除草などの維持管理を行います。

出典：花と樹木におおわれたまちづくり計画（米沢市 web サイト）

米沢みちサポーター事業（米沢市 web サイト）

環境に関する市民意識調査

(令和 7 年度)

結果報告書

(一般市民アンケート)

令和 7 年 9 月

エヌエス環境株式会社

目 次

I.	調査の概要	1
II.	あなた自身について	2
III.	環境に対する関心について	7
1.	環境問題に対する関心（現状評価・関心度）	7
2.	環境に関する情報の取得	8
IV.	あなたの環境行動について	9
1.	環境に配慮した取組みの実施状況	9
2.	機器類等の導入状況・予定	10
V.	地域環境の満足度・重要度について	12
1.	現状の満足度	12
2.	今後の取組みの重要度	13
3.	過年度との比較	15
VI.	今後の市の取組みについて	16
VII.	生物多様性について	17
1.	生物多様性	17
2.	特定外来生物	17
3.	今後の取組み	18
VIII.	再生可能エネルギーについて	19
IX.	用語の認知度について	20
1.	米沢市ゼロカーボンシティ宣言	20
2.	米沢市プラスチックごみゼロ宣言	20
3.	デコ活	21
X.	ご意見・ご要望など（内容の類似する意見は一部省略）	22

I. 調査の概要

1. 調査の目的

第3期米沢市環境基本計画の計画期間が令和7年に終了することから、社会情勢の変化を踏まえ、現計画内容の全面的見直しを図り、より実効性のある計画を策定するため、市民の環境に対する意識や意見を把握し、計画策定の基礎資料とともに、今後の環境施策に反映させていくことを目的として実施した。

2. 調査対象及び抽出方法

住民基本台帳登録市民から無作為抽出した市民 1,100 名。

3. 調査内容及び調査方法

環境に関する意識等について（別紙調査票による）、郵送により発送・回収

4. 調査期間

令和7年7月1日～令和7年7月31日

5. 回収結果

対象	標本数	有効回収数	有効回収率(%)
無作為抽出の住民基本台帳登録市民	1,100	322	29.3%

II. あなた自身について

1. 回答者の属性

① 性別

性別の全体構成は「男性」が 45.3%、「女性」が 54.7%であった。

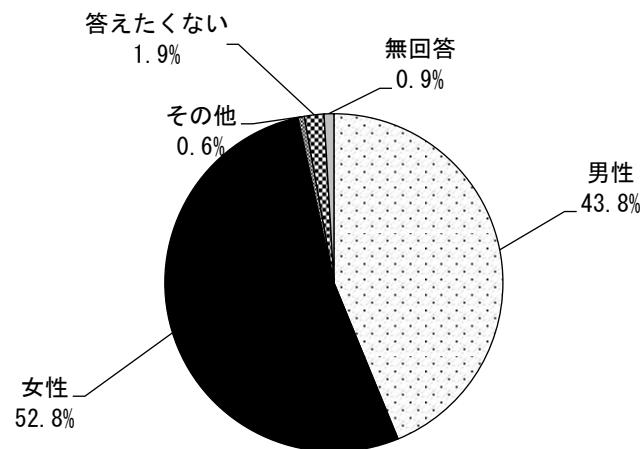


図 1 男女比（その他、答えたたくない、無回答含む）

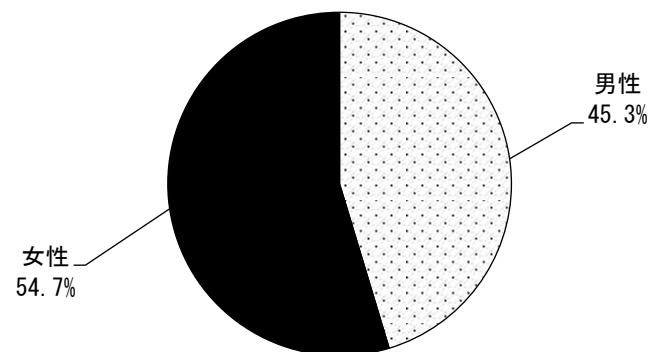


図 2 男女比（その他、答えたたくない、無回答除く）

② 年代

年代は、50歳代以上が56%以上を占めていた。60歳代が最も多く23.6%、次いで50歳代が18.9%であった。

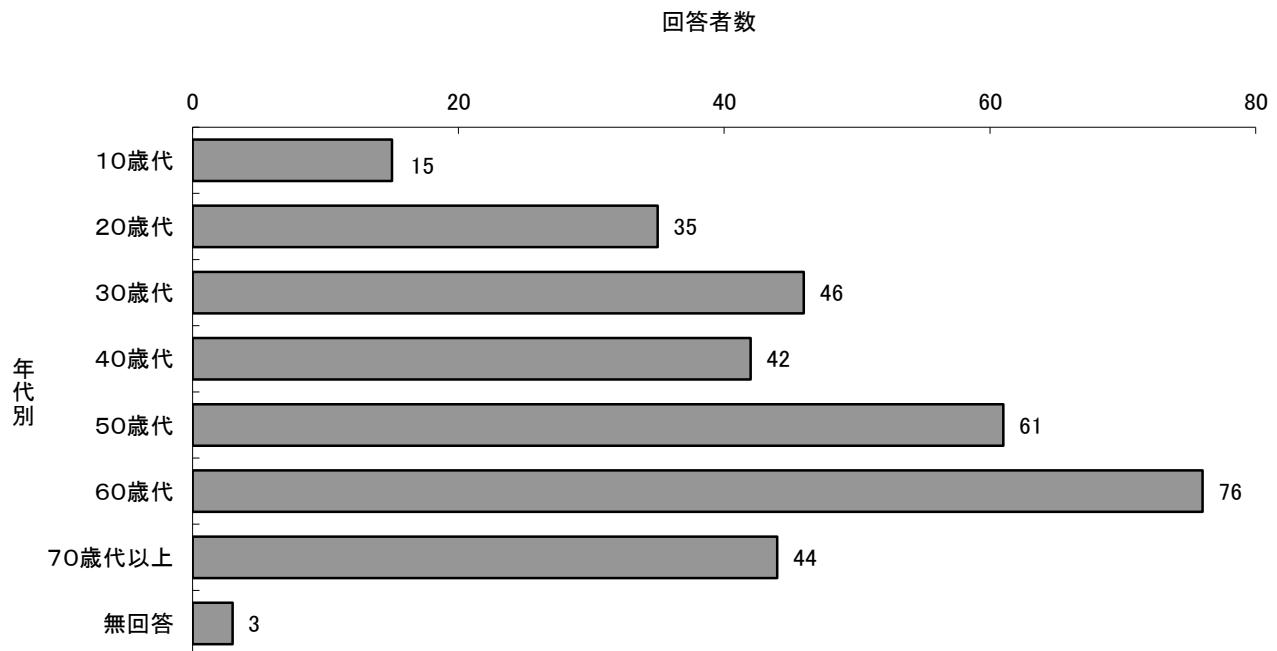


図 3 年代別回答者数

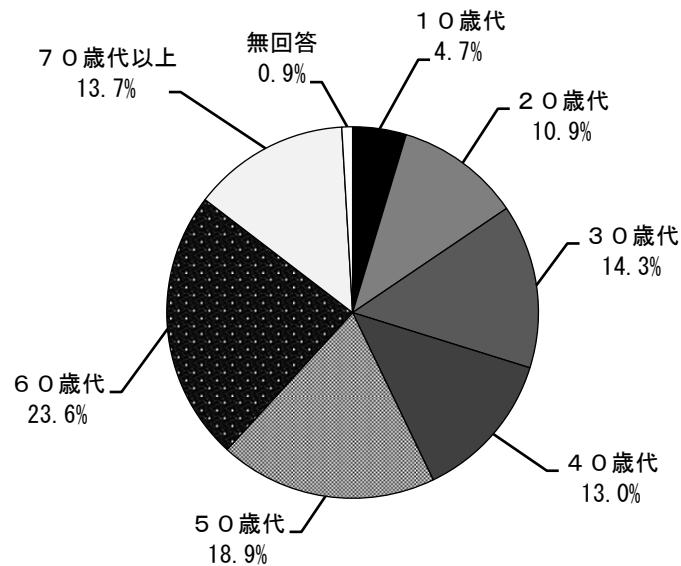


図 4 年代割合

③ 居住地区（18 地区）

居住地区は、西部地区が 15.5%と最も多くを占めていた。

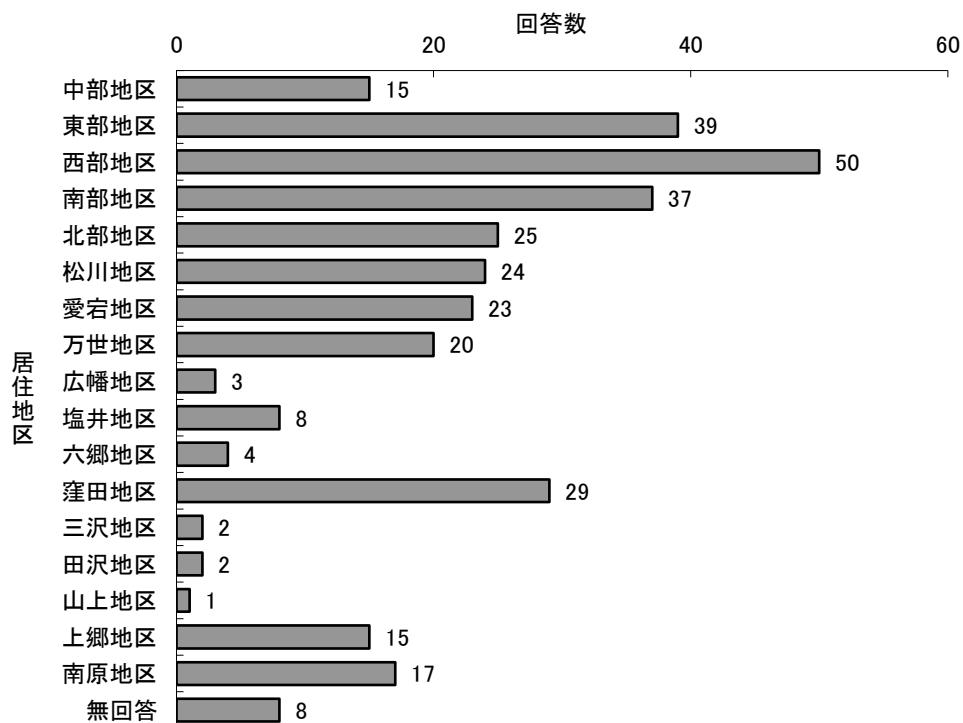


図 5 居住地区別回答者

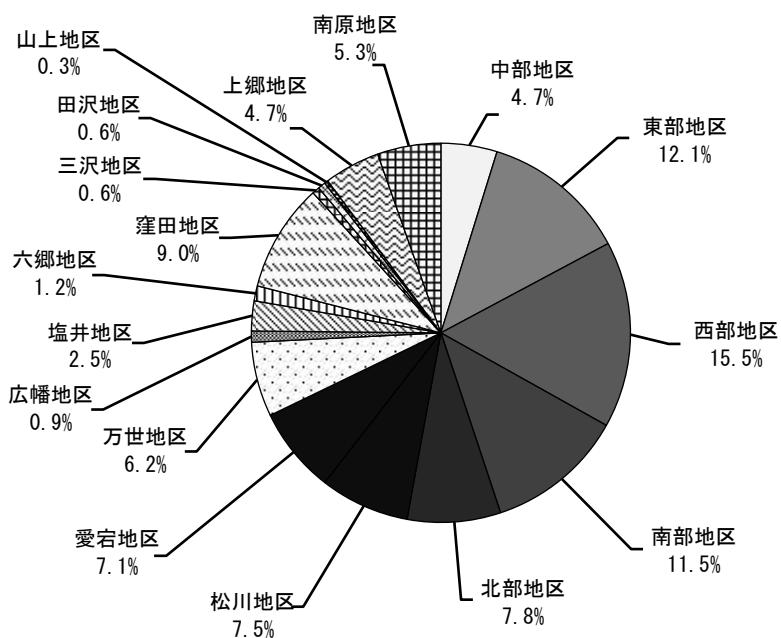


図 6 回答者居住地区割合

④ 住宅

住宅は「一戸建て(持ち家)」が 82.6%と最も多く、次いで「マンション・アパート(賃貸)」が 13.0%、「一戸建て(賃貸)」が 3.4%であった。

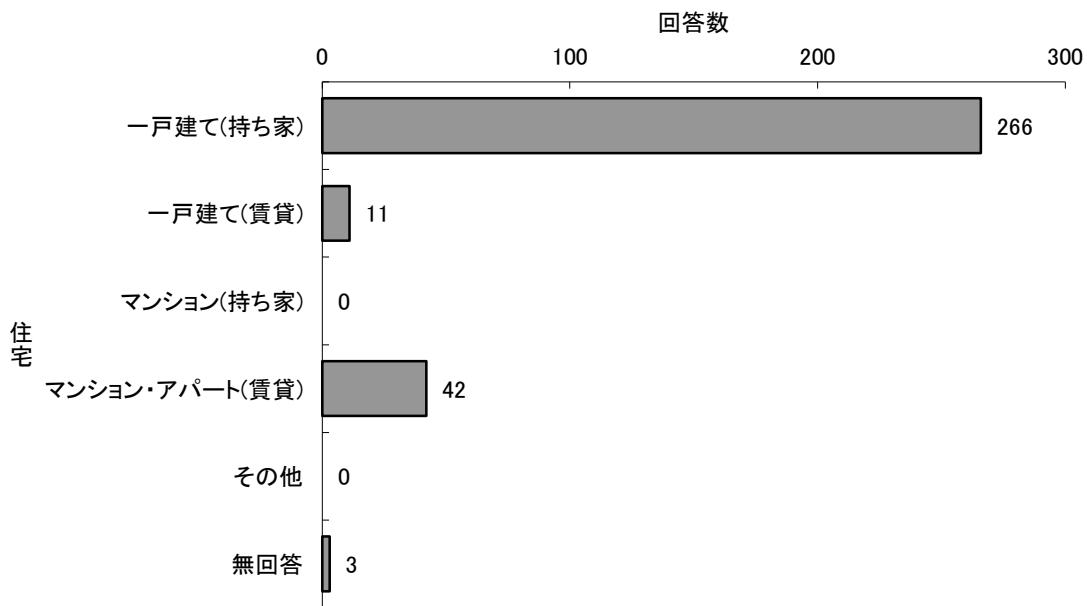


図 7 住宅別回答者数

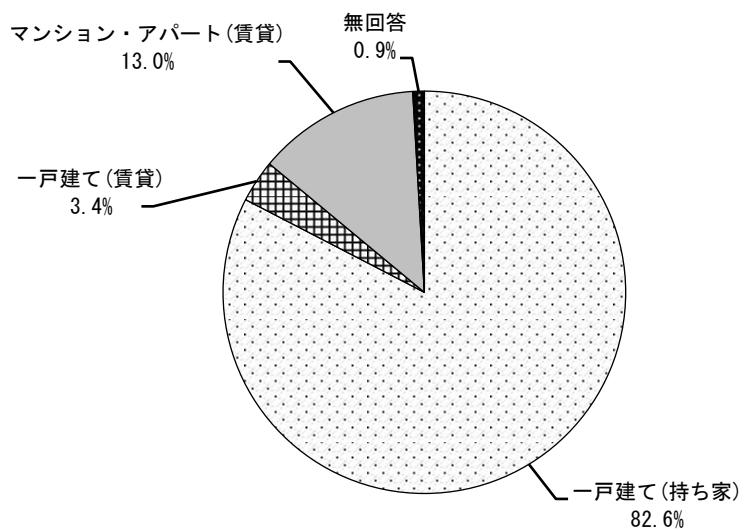


図 8 住宅割合

⑤ 同居人数

同居人数は「2人」が28.0%と最も多く、次いで「3人」が24.2%、「4人」が20.2%であった。

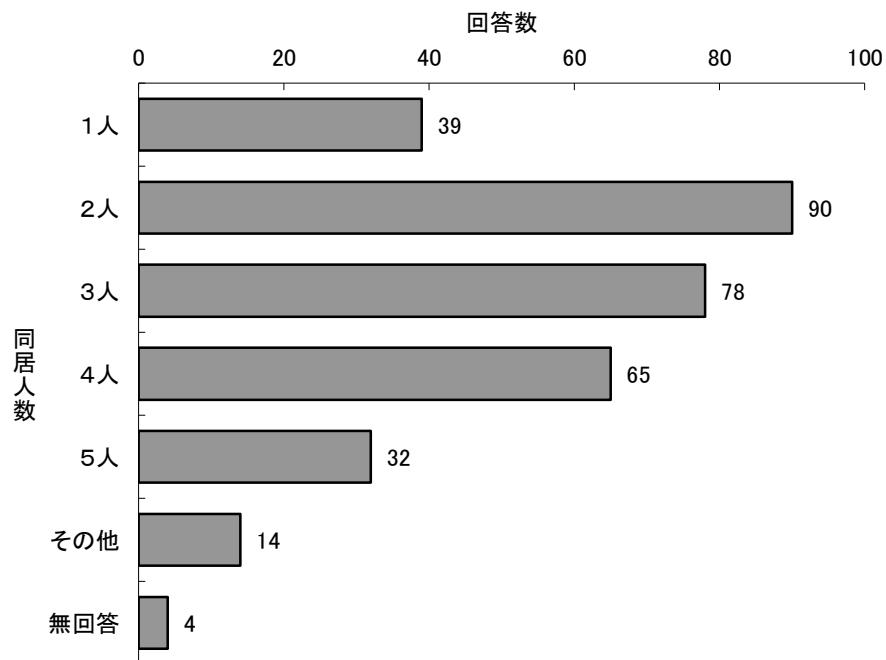


図 9 同居人数別回答者数

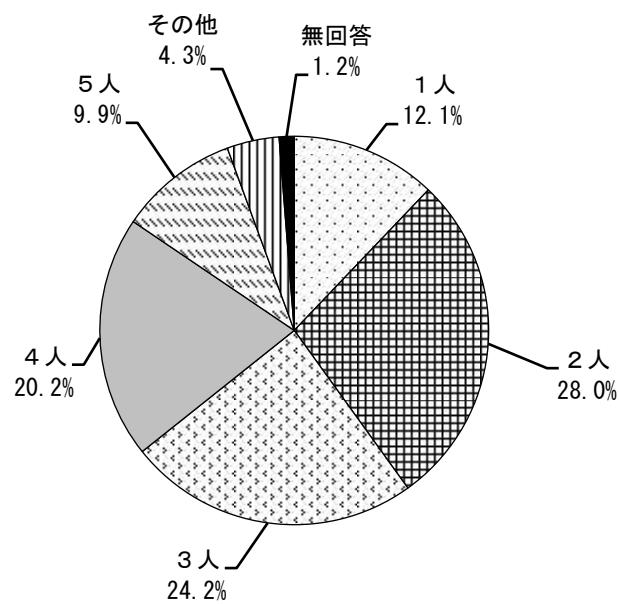


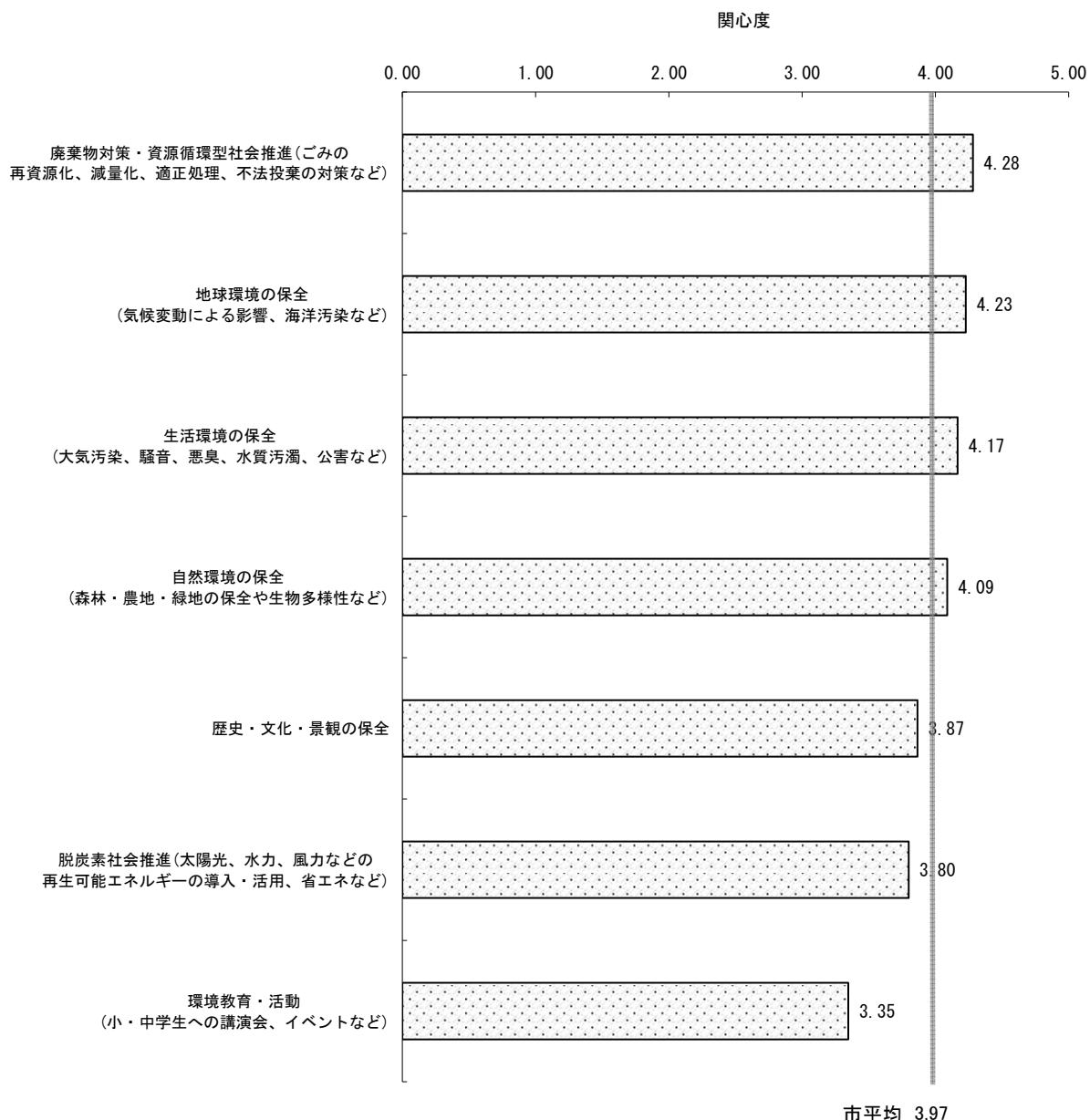
図 10 同居人数別割合

III. 環境に対する関心について

1. 環境問題に対する関心（現状評価・関心度）

環境問題に対する関心度は、平均で 3.97 であった。このうち、「廃棄物対策・資源循環型社会推進(ごみの再資源化、減量化、適正処理、不法投棄の対策など)」が最も高く 4.28、次いで「地球環境の保全(気候変動による影響、海洋汚染など)」が 4.23、「生活環境の保全(大気汚染、騒音、悪臭、水質汚濁、公害など)」が 4.17 であった。

「歴史・文化・景観の保全」、「脱炭素社会推進（太陽光、水力、風力などの再生可能エネルギーの導入・活用、省エネなど）」、「環境教育・活動（小・中学生への講演会、イベントなど）」は平均を下回っていた。



※関心度は「関心ある」を 5、「少しある」を 4、「あまりない」を 2、「ない」を 1 とし合計を回答者数で除し平均を求めたもの

図 11 現状評価

2. 環境に関する情報の取得

環境に関する情報の取得方法は「テレビ・ラジオ・新聞」の回答が最も多く 74.5%、「広報よねざわ」が 44.7%、「SNS」が 33.2%と続いている。一方、「環境関連イベント・講演会等」が 4.7%と最も低く環境に関する情報の取得方法として活用されていない状況がうかがえた。

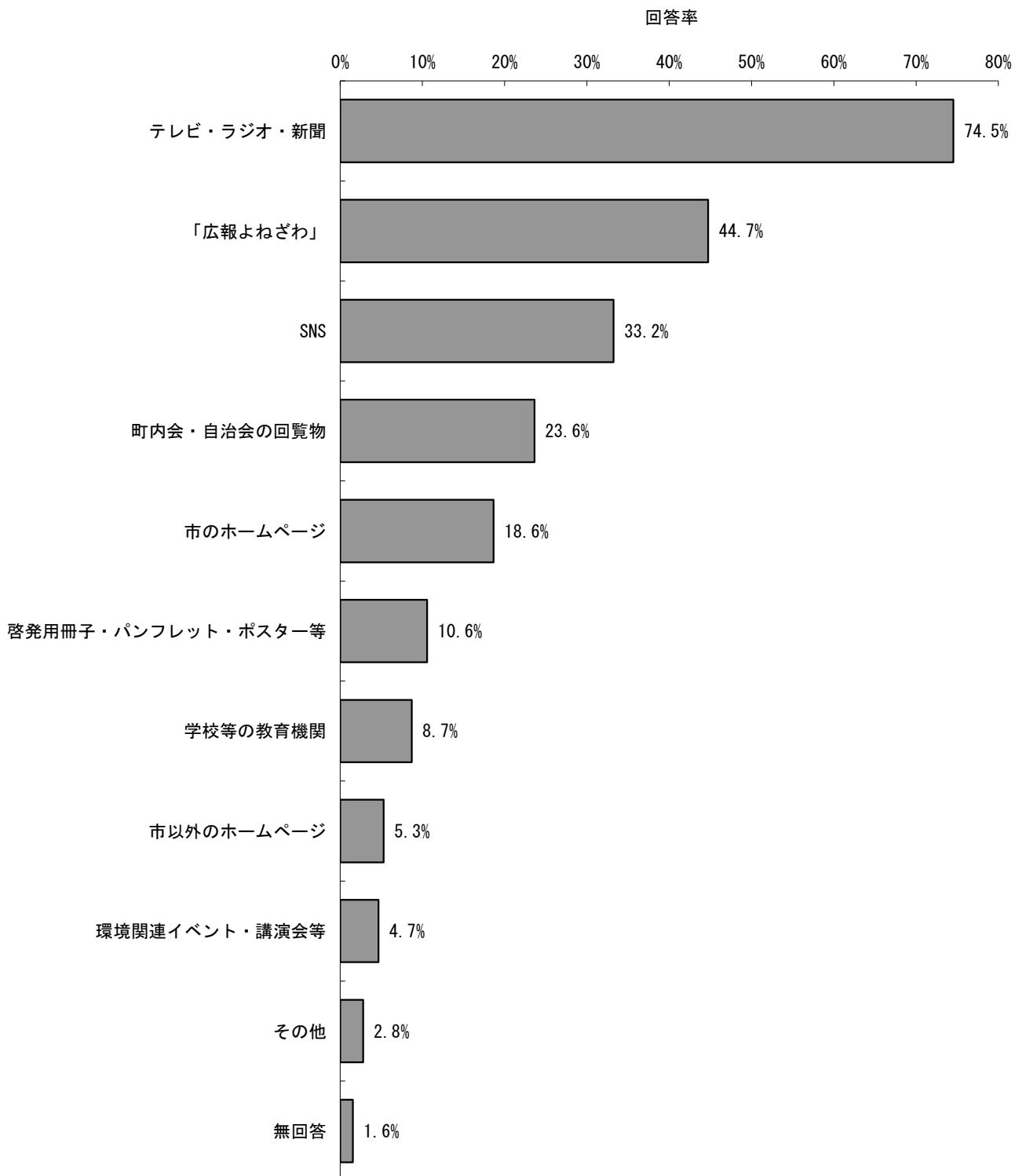
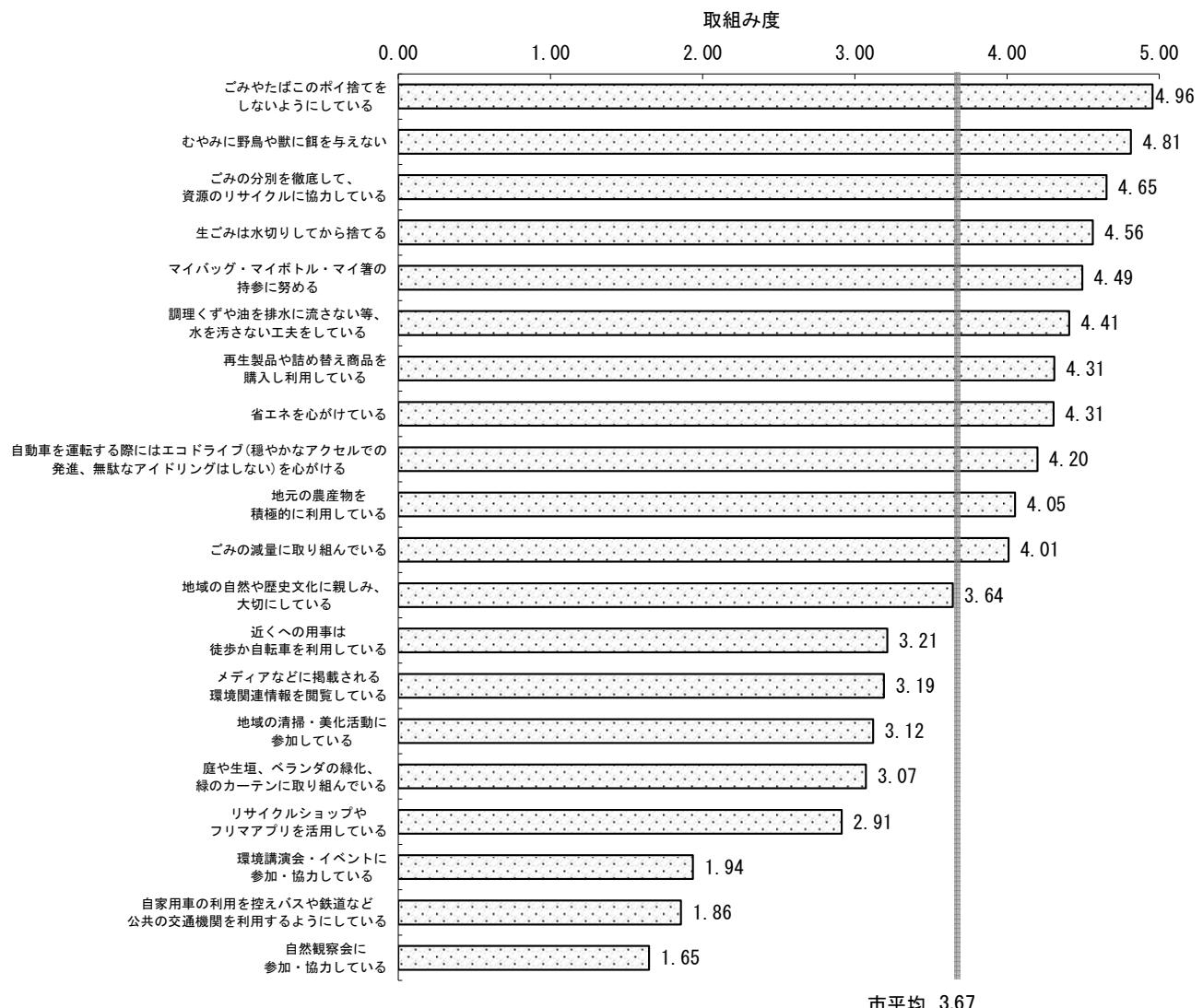


図 12 「環境に関する情報」内訳

IV. あなたの環境行動について

1. 環境に配慮した取組みの実施状況

日常行っている環境に配慮した取組みの状況は、取組み度の平均が 3.67 であり比較的取組みが実施されている状況がうかがえた。このうち「ごみやたばこのポイ捨てをしないようにしている」が最も高く 4.96、次いで「むやみに野鳥や獣に餌を与えない」が 4.81、「ごみの分別を徹底して、資源のリサイクルに協力している」が 4.65 と続いており、心がけにより実践できる取組みについては多くの市民に取り組まれている状況がうかがえた。一方、「環境講演会・イベントに参加・協力している」が 1.94、「自家用車の利用を控えバスや鉄道など公共の交通機関を利用するようにしている」が 1.86、「自然観察会に参加・協力している」が 1.65 であった。これらの取組みについては、関心の低さのほか、「自家用車の利用を控えバスや鉄道など公共の交通機関を利用するようにしている」は利用の機会が少ない、整備が不十分、「環境講演会・イベントに参加・協力している」や「自然観察会に参加・協力している」については、参加の機会が少ないといった状況も取り組まれない要因となっている可能性がある。



※取組み度は「いつも実施している」を5、「時々実施している」を4、「実施していない、今後は実施したい」を2、「実施していない、今後も難しい」を1とし合計を回答者数で除し平均を求めたもの

図 13 「環境に配慮した取組み」現状評価

2. 機器類等の導入状況・予定

① 導入状況

家庭における機器類等の導入状況についてみると、「LED 照明」が最も多く導入されており 69.6%、次いで「省エネ型のエアコン」が 55.3%、「住宅の断熱化（二重サッシ、遮蔽フィルムなど）」が 48.1%、「省エネ型の冷蔵庫」が 45.3%と、比較的コストがかからない家電や住宅の断熱改修は多く導入されている状況がうかがえた。一方、コストがかかる設備導入に関しては導入が進んでいない傾向があり、特に「地中熱ヒートポンプ」の回答は 0.3%と最も低くなっていた。

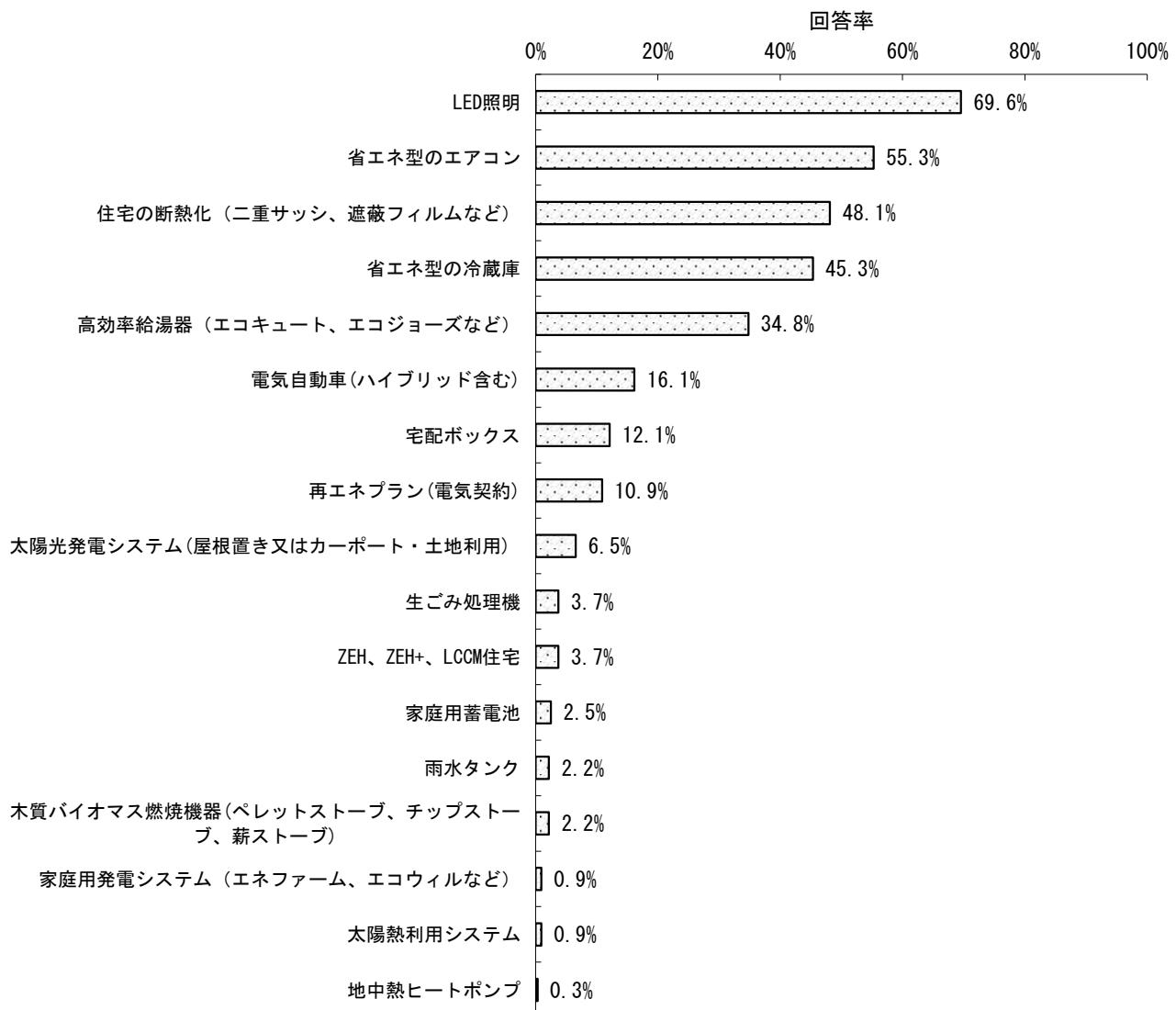


図 14 機器類等の導入割合

① 導入予定

機器類の導入予定についてみると、「導入する予定がある」、「助成があれば導入したい」の合計の割合が最も多かったのは「宅配ボックス」であり、「省エネ型の冷蔵庫」、「LED 照明」が続いていた。一方、「今後も導入しない」の回答が多かったのは、「木質バイオマス燃焼機器(ペレットストーブ、チップストーブ、薪ストーブ)」であり、「雨水タンク」、「太陽光発電システム（屋根置き又はカーポート・土地利用）」と続いていた。導入状況と同様、コストがかかる設備は導入が検討されない状況がうかがえた。

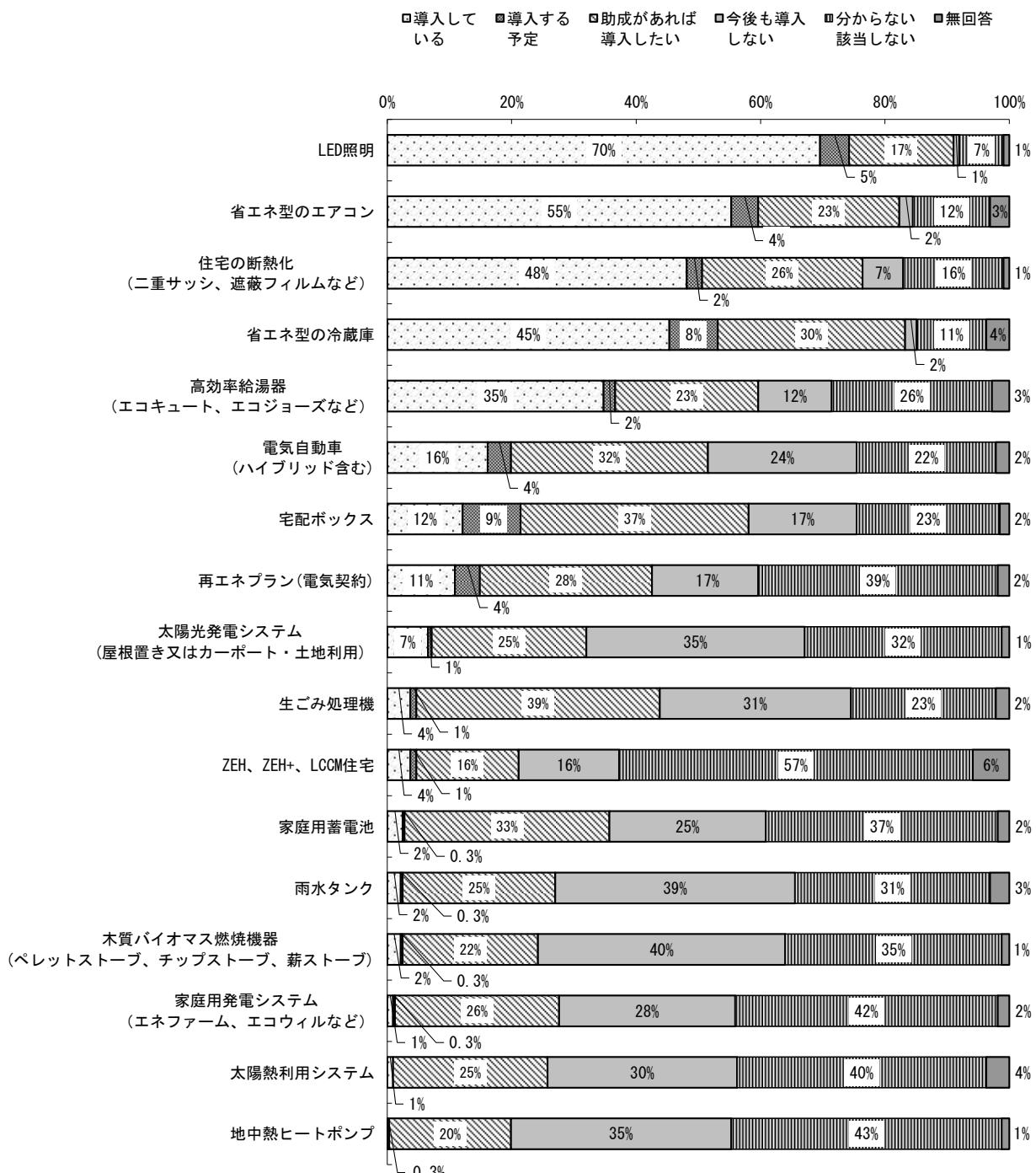
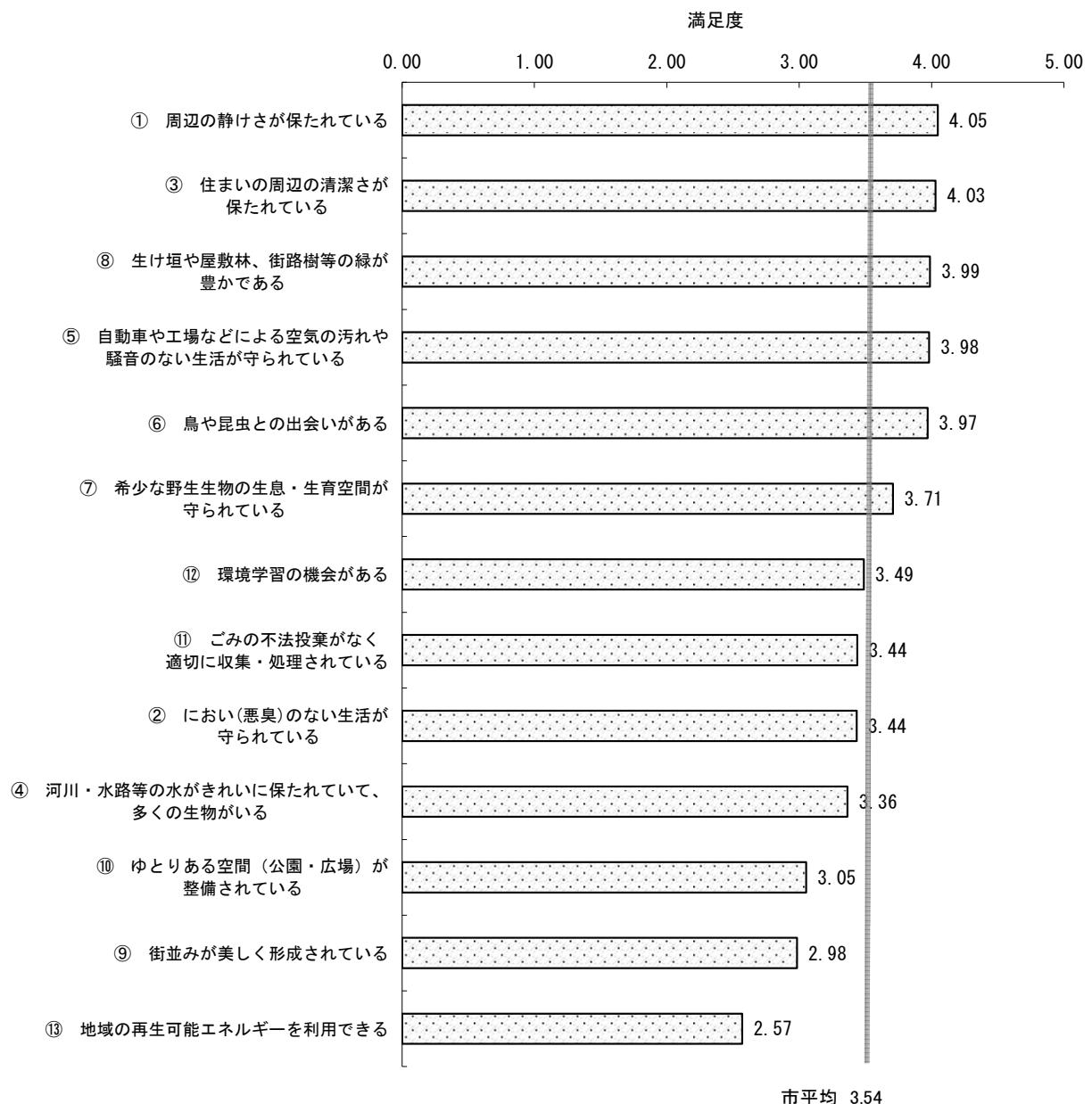


図 15 「機器類等の導入」内訳

V. 地域環境の満足度・重要度について

1. 現状の満足度

地域環境の満足度については、平均が 3.54 であった。このうち、最も満足度が高かったのが「①周辺の静けさが保たれている」で 4.05、次いで「③住まいの周辺の清潔さが保たれている」が 4.03、「⑧生け垣や屋敷林、街路樹等の緑が豊かである」が 3.99、「⑤自動車や工場などによる空気の汚れや騒音のない生活が守られている」が 3.98、「⑥鳥や昆虫との出会いがある」が 3.97 と続いていた。一方、「⑬地域の再生可能エネルギーを利用できる」の満足度が最も低く 2.57 であり、脱炭素社会の実現に向けたエネルギーの地産地消に課題があることがうかがえた。

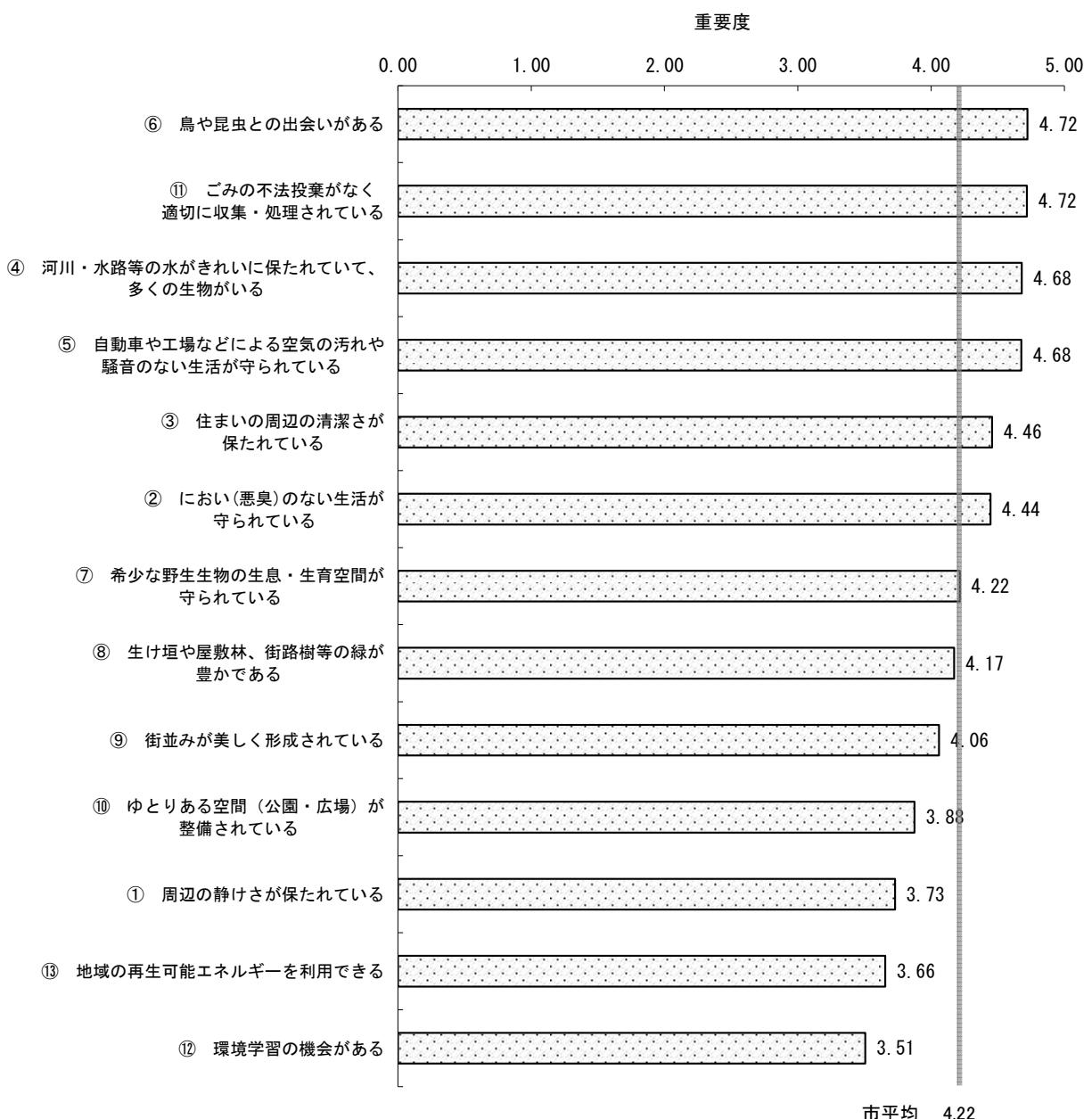


※満足度は「満足」を5、「どちらでもない」を3、「不満」を1とし合計を回答者数で除し平均を求めたもの

図 16 現状の満足度

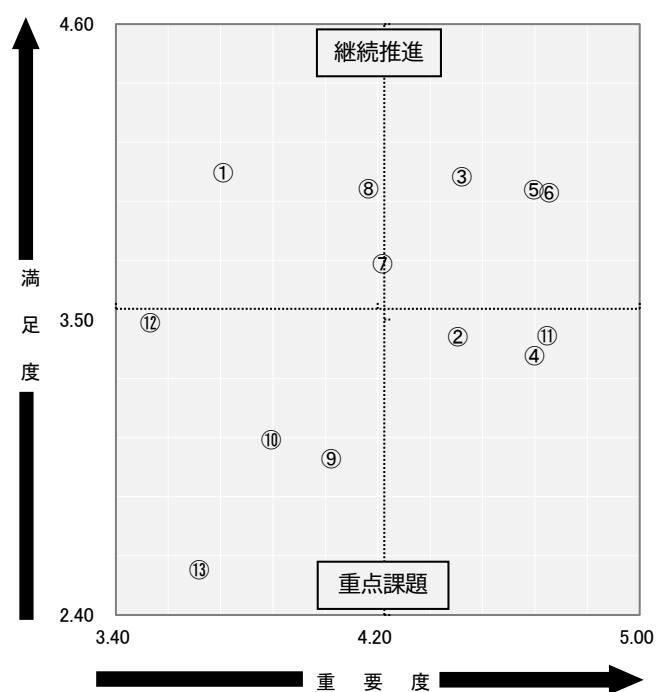
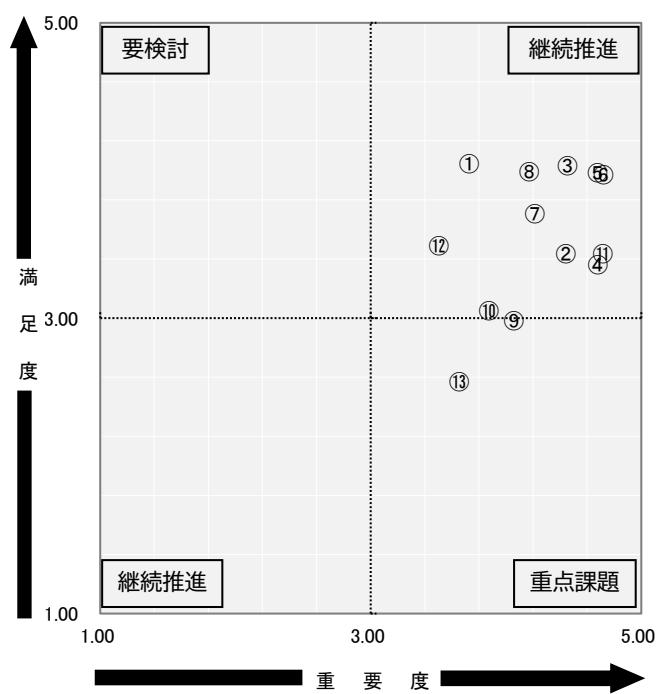
2. 今後の取組みの重要度

今後の取組みの重要度については、平均が 4.22 といずれの取組みも重要なと考えられていることがうかがえた。このうち、重要度が最も高かったのは「⑥鳥や昆虫との出会いがある」で 4.72、次いで「⑪ごみの不法投棄がなく適切に収集・処理されている」が 4.72、「④河川・水路等の水がきれいに保たれていて、多くの生物がいる」、「⑤自動車や工場などによる空気の汚れや騒音のない生活が守られている」が 4.68 と続いていた。一方、最も重要度が低かったのは「⑫環境学習の機会がある」で 3.51 であった。



※重要度は「とても重要」を 5、「どちらかというと重要」を 4、「どちらかというと重要でない」を 2、「重要でない」を 1 とし合計を回答者数で除し平均を求めたもの

図 17 今後の取組みの重要度



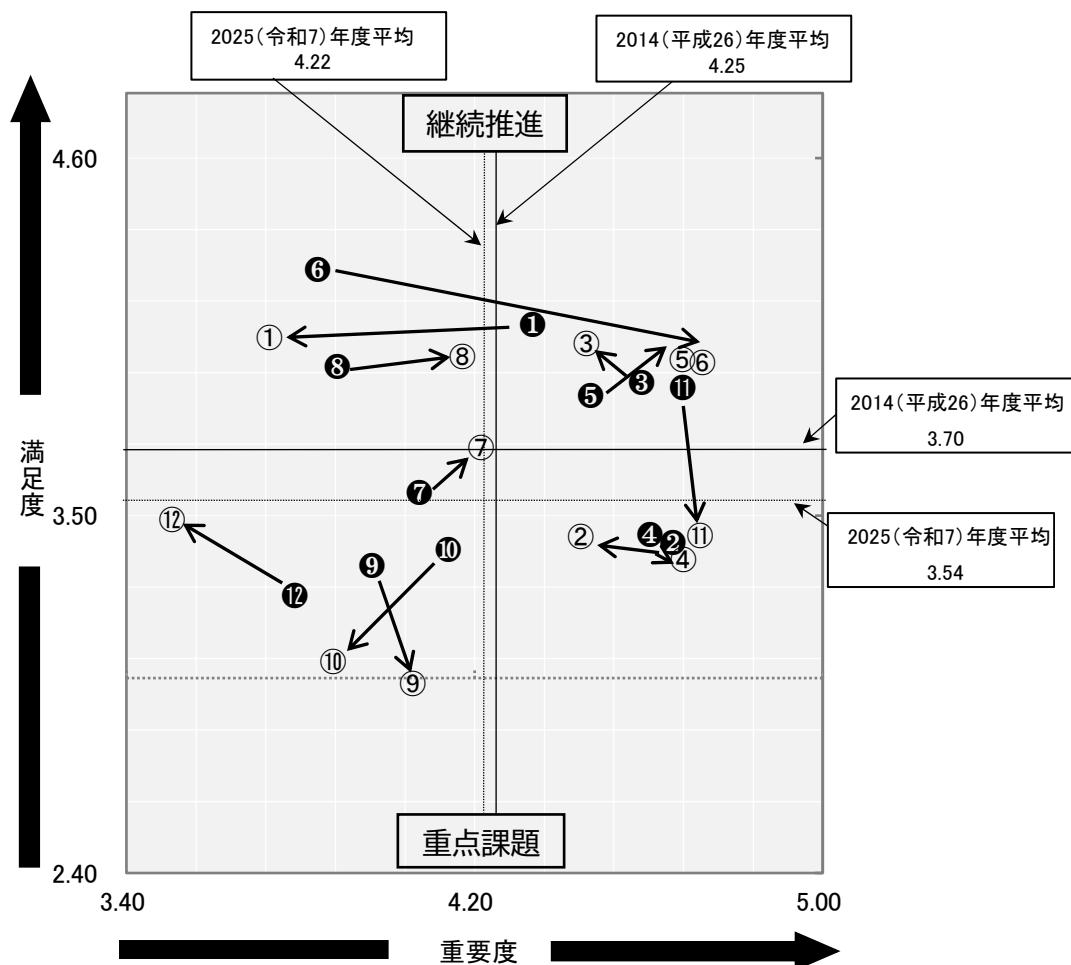
3. 過年度との比較

過年度である2014（平成26）年度と今共通する12の内容を比較したところ、今年度、満足度、重要度ともに高くなった内容は「⑤自動車や工場などによる空気の汚れや騒音のない生活が守られている」、「⑦希少な野生生物の生息・生育空間が守られている」であり、より継続推進が求められていることがわかった。「⑨街並みが美しく形成されている」、「⑪ごみの不法投棄がなく適切に収集・処理されている」の満足度は低下しており、これらも継続推進が必要とうかがえた。

「⑥鳥や昆虫との出会いがある」については満足度が低くなっている一方で、重要度は高くなっています。重点課題と考えられる。

なお、「①周辺の静けさが保たれている」、「②におい（悪臭）のない生活が守られている」、「③住まいの周辺の清潔さが保たれている」、「⑩ゆとりある空間（公園・広場）が整備されている」、「⑫環境学習の機会がある」については重要度が低くなっています。優先度は低くなっています。

なお、満足度、重要度それぞれの平均度合は、過年度と今年度ともにはほぼ同じだった。



※1 ①～⑫ 2014（平成26）年度調査、①～⑫ 2025（令和7）年度調査

※2 「⑬ 地域の再生可能エネルギーを利用できる」は、2014（平成26）年度調査時にはないため除外している。

図 20 「地域の環境」過年度との比較分散図

VI. 今後の市の取組みについて

市が重点的に取り組むべき施策・対策については、「ポイ捨て・不法投棄対策（パトロールの推進、普及啓発など）」の回答が最も多く 71.7%、次いで「農地の保全・活用（農業の担い手・人材育成への支援、耕作放棄地解消のための補助など）」が 63.7%、「ごみの減量・再利用・再資源化・適正処理の推進」が 62.7%と続いていた。一方、「環境教育・環境学習の推進（イベント、講演会、講座の開催など）」は最も回答率が低く 29.8%であり、必要性が伝わっていない可能性がうかがえた。

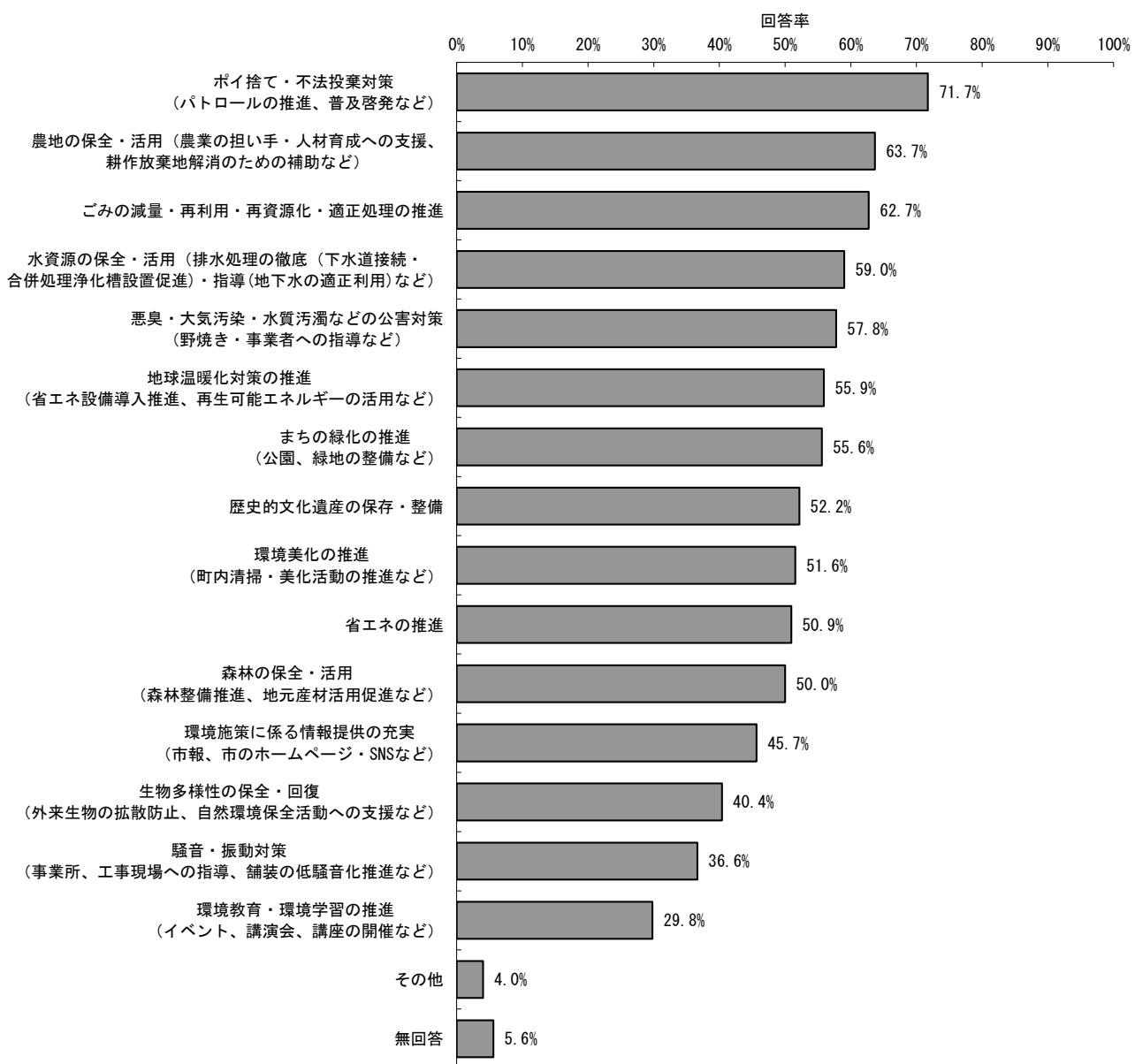


図 21 「取り組むべき対策」回答数と内訳

VII. 生物多様性について

1. 生物多様性

生物多様性という言葉については、「知っている」、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」を合わせて 68.9% と、約 7 割が耳にしたことがある状況であったが、内容まで「知っている」割合は 21.1% と低くなっていた。

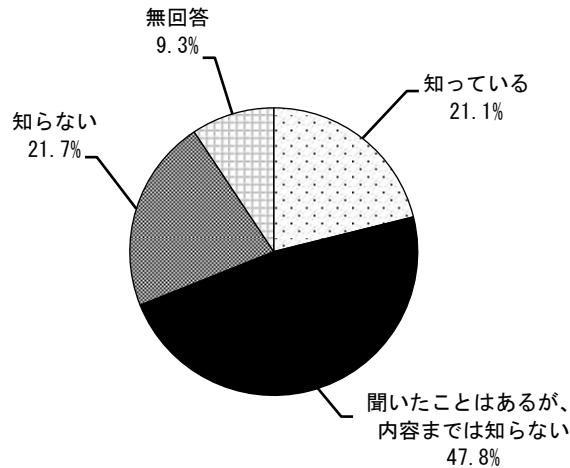


図 22 「生物多様性」の認知度

2. 特定外来生物

特定外来生物のうち、「アライグマ」の認知度が最も高く、「知っている」という回答が 9 割以上であった。次いで「ヒアリ」が 8 割程度、「ミシシッピアカミミガメ」が 5 割程度と続いていた。

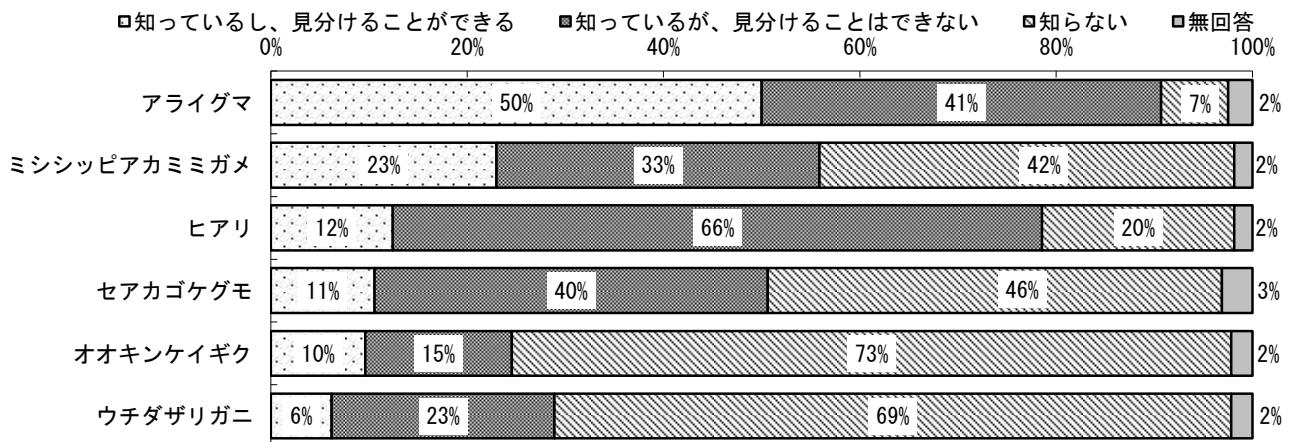


図 23 特定外来生物の認知度

3. 今後の取組み

今後検討すべき生物多様性に関する施策については、「外来生物対策」の回答が最も多く 57.5%、次いで「希少野生生物の生息・生育環境の保全」が 46.6%、「ペットの適正飼育の啓発」が 45.3%と続いていた。一方、「自然観察会などのイベントの開催」は 13.7%と最も少なくなっていた。生物多様性に関する施策については、自然観察会などのイベント開催よりも、具体的な取組みの推進が求められていることがうかがえた。

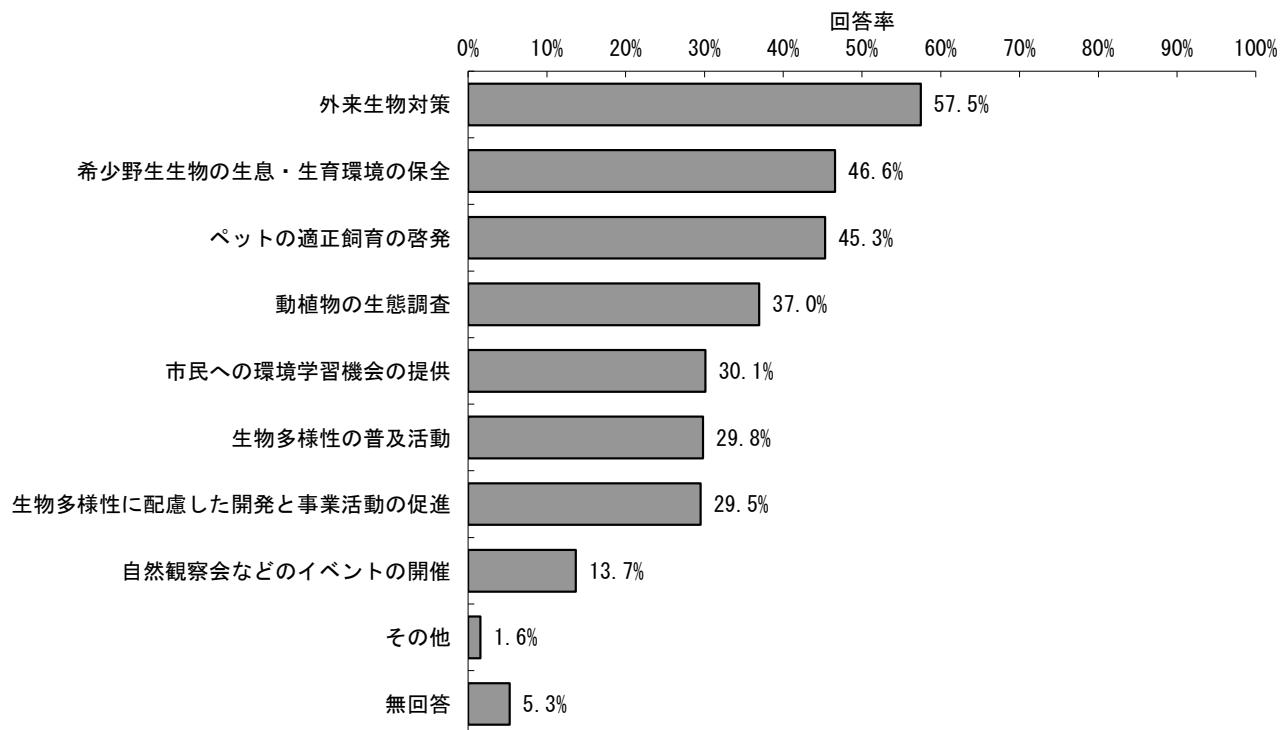


図 24 今後検討すべき生物多様性に関する施策

VII. 再生可能エネルギーについて

再生エネルギー導入についてどう思うかについては、「地球温暖化防止に繋がる」が最も多く 63.7%、次いで「光熱費を削減できる」が 54.7%、「天候や季節といった環境的要因に左右される」が 51.2%と続いていた。「地域資源を有効活用できる」、「エネルギー代金の流出を減らせる」、「地域経済活性化できる」の回答が少なく、これら再生可能エネルギーの長所に関する情報発信の強化が重要とうかがえた。

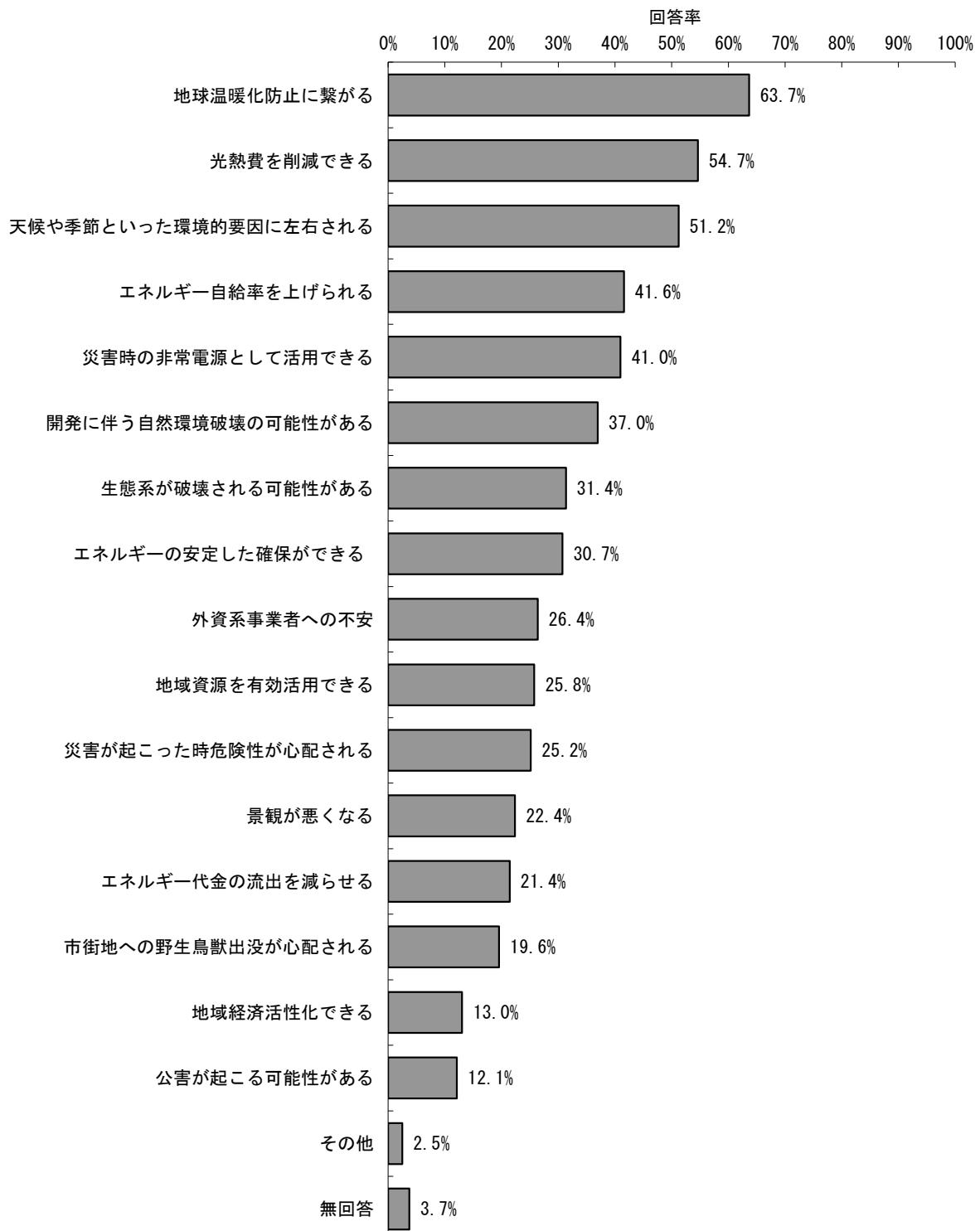


図 25 再生エネルギー導入についてどう思うか

Ⅸ. 用語の認知度について

1. 米沢市ゼロカーボンシティ宣言

「米沢市ゼロカーボンシティ宣言」について、「知っている」、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」の回答率が 51.8%と、約 5 割が耳にしたことがある状況であった。一方、内容まで「知っている」は 12.4%であり、内容の周知に課題がうかがえた。

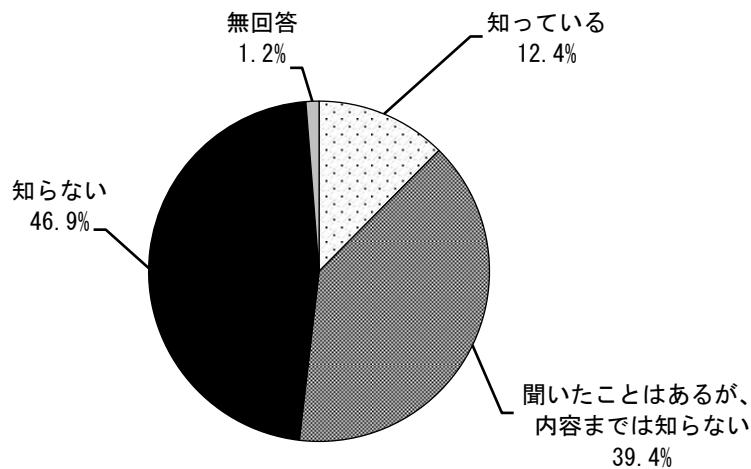


図 26 「米沢市ゼロカーボンシティ宣言」認知度

2. 米沢市プラスチックごみゼロ宣言

「米沢市プラスチックごみゼロ宣言」について、「知っている」、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」の回答率が 55.2%と約 5 割が耳にしたことがある状況であった。一方、「知っている」の回答率は 18.9%であり、内容の周知に課題がうかがえた。

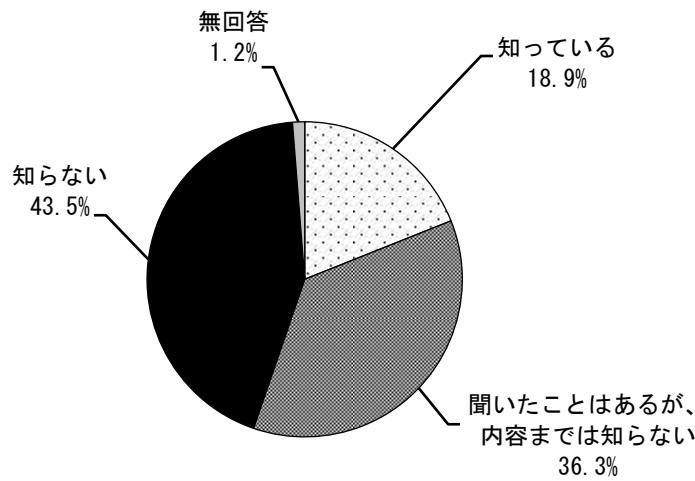


図 27 「米沢市プラスチックごみゼロ宣言」認知度

3. デコ活

「デコ活」については、「知らない」の回答率が 79.8%と認知度が低い状況であった。

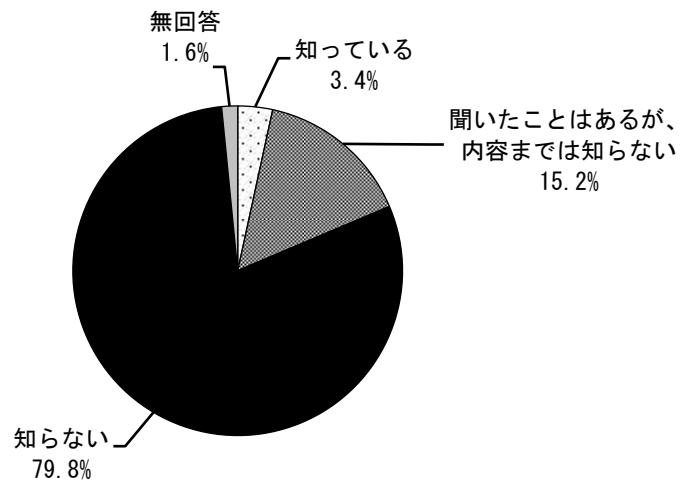


図 28 「デコ活」認知度

用語解説

【あ行】

・亜高山帯

植物の垂直分布で、中部山岳では標高 1500～2500m の地帯をいう。

・温室効果ガス

地球から宇宙への赤外線放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の気温を上昇させる効果を有する気体の総称をいう。

【か行】

・カーボンニュートラル＝実質排出量ゼロ

二酸化炭素等の温室効果ガスの人為的な発生減による排出量と、森林などの吸収源による除去量との間の均衡を達成することをいう。

・気候的極相

その場所で最終的に到達する植物群落のことをいう。

・健康項目

人の健康に被害を生じる恐れのある重金属（カドミウム、水銀等）や有機塩素系化合物（PCB、トリクロロエチレン等）など対象にして環境基準が設定されている 27 項目の汚染物質をいう。

【さ行】

・実質排出量ゼロ＝カーボンニュートラル

二酸化炭素等の温室効果ガスの人為的な発生減による排出量と、森林などの吸収源による除去量との間の均衡を達成することをいう。

・循環型社会

廃棄物の発生を抑え、使用済製品がリユース、リサイクル、熱回収などにより適正に循環的に利用され、循環的な利用が行われないものについては適正に処分され、天然資源の消費が抑制される、環境への負荷ができる限り少ない社会をいう。

・水源かん養

洪水緩和、水資源貯留など水源山地から河川に流れ出る水量や時期に関わる機能をいう。

・生活環境項目

川や海などの水の「汚れ」について、物理的（pH、SS 等）な面、あるいは生物の生育環境（BOD、DO 等）の面からみた水質の環境基準が設定されている 10 の項目をいう。

・ゼロカーボンシティ宣言

2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロ（二酸化炭素等の温室効果ガスの人為的な発生減による排出量と、森林などの吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。）を目指し、実現に向けて取り組みを進めることを宣言したもの。

【た行】

・第4次山形県環境計画

山形県環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画のこと。同条例に掲げる「持続的発展が可能な豊かで美しい山形県」を実現していくため、今後の環境政策の目指すべき方向と施策の展開方向が示されているもの。

・出前講座

市民の要請に応じて市の職員等を講師として派遣して行う、行政に関する専門知識を生かした講座をいう。

・特別豪雪地帯

豪雪地帯対策特別措置法に定められた豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域をいう。

【な行】

・ナラ枯れ

カシノナガキクイムシ(カシナガ)が媒介するナラ菌により、ミズナラ等が集団的に枯れてしまう現象をいう。

・ネイチャーポジティブ(自然再興)

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。過去1,000万年間の平均と比べて10倍～100倍もの速度で生物が絶滅していく状態から、これまでの自然環境保全の取組だけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていくことを趣旨とする。

【は行】

・バイオマス

「動植物に由来する有機物である資源(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。)」をいう。バイオマスのうち、木竹に由来するものを木質バイオマスという。

・分布限界

生物の地理的分布は、地形、土壤、気候などの環境条件、他の生物との関係、地歴的な経緯などによって制約されているが、こうした制約によってある生物種(ないし属その他の分類単位)や生物群集の分布が地理的な限界を示している場所をいう。

・保安林

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林をいう。

・保護林

原生的な天然林などを保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的としている国有林野をいう。

【や行】

・用途地域

計画的な市街地を形成するために、用途に応じて 13 地域に分けられたエリアをいう。

【数字】

・ 3 R

リデュース (reduce 廃棄物の発生抑制)、リユース (reuse 再使用) 及びリサイクル (recycle 再利用、再資源化) の頭文字をとった、循環型社会を形成するために重要な取組をいう。

【A～Z】

・ S D G s

2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDG s) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標をいう。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っているもの。

・ S D G s 未来都市

内閣府において S D G s の理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定された地方公共団体をいう。

米沢市環境基本条例

平成 9 年 3 月 31 日

条例第 8 号

改正 平成12年 3 月 29 日条例第22号

平成23年 9 月 30 日条例第23号

(目的)

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）に関する理念並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、市民、事業者及び市の役割を明らかにし、もって市民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

(環境の保全等に関する理念)

第 2 条 環境の保全等に関する理念は、次のとおりとする。

(1) 未来・共生

市民、事業者及び市は、自然に抱かれた健全で豊かな環境のもたらす恵みが現在及び将来にわたくって継続的に享受されるべきであることを認識すること。

(2) 協働・参加

市民、事業者及び市は、大気、水、緑その他の環境資源が有限であるとの認識の下に協働して環境の保全等に努めること。

(3) 地球的視野・循環

市民、事業者及び市は、地球的視野に立った適正な配慮の下、環境が循環を基調としていることを認識すること。

(4) 科学性・総合性

市民、事業者及び市は、環境の変化に的確に対応できるよう科学的かつ総合的な視点に立つこと。

(市民の役割)

第 3 条 市民は、自らの日常生活において環境を損なうことのないよう努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力するものとする。

(事業者の役割)

第 4 条 事業者は、その事業活動の環境に及ぼす影響を認識し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力するものとする。

(市の役割)

第 5 条 市は、第 2 条に定める理念にのっとり、市民の意見を尊重して環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(施策の基本方針)

第 6 条 市は、前条に規定する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

(1) 大気、水、土壤その他の自然環境を保全し、及び多様な生態系を保護すること。

(2) 緑の創造、環境の美化の促進、廃棄物の資源化その他市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保すること。

(3) 地域の特性を生かした良好な景観の形成並びに歴史的かつ文化的な遺産の保存及び活用による潤

いと安らぎのある都市空間を創造すること。

(4) 環境の保全等に関する市民の意識の高揚及び活動意欲の増進に寄与するための学習の機会の充実に努めること。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、米沢市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、米沢市環境審議会条例(平成6年条例第13号)に基づく審議会の意見を聽かなければならない。

3 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保等)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全等について配慮しなければならない。

(規制の措置)

第9条 市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講じるものとする。

(環境調査)

第10条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、必要な調査及び研究を実施するとともに、環境に関する情報の収集及び整備を行うものとする。

(環境教育等の推進)

第11条 市は、市民及び事業者の環境の保全等についての理解を深め、並びに環境の保全等に関する活動を行う意欲を増進するため、関係機関及び関係団体と協力し、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図るものとする。

(市民等の活動への支援)

第12条 市は、市民、事業者又は民間の団体が自主的に行う環境の保全等に関する活動を支援するとともに、その活動を促進するために必要な情報の提供に努めるものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第13条 市は、環境の保全等に係る広域的な取組が必要とされる施策について、国、県及び他の地方公共団体と相互に協力して推進するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第14条 市は、環境基本計画に基づく環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月29日条例第22号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月30日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

米沢市環境審議会条例

平成 6 年 6 月 27 日

条例第13号

改正 平成 9 年 3 月 31 日 条例第10号

平成17年 6 月 30 日 条例第17号

平成19年 3 月 30 日 条例第 8 号

平成25年 3 月 26 日 条例第23号

(設置)

第1条 環境基本法（平成 5 年法律第91号）第44条の規定により、米沢市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。

- (1) 米沢市環境基本条例（平成 9 年条例第 8 号）第 7 条第 1 項に規定する環境基本計画に関するここと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関するここと。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係行政機関及び団体の役職員
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員は、審議会が前条の規定により答申したときをもって解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長 1 名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(専門委員)

第6条 審議会に、特定事項の調査及び研究をする必要のあるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が審議会の意見を聴いて委嘱する。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、諮問された事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見及び説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成7年4月30日までとする。

(米沢市公害対策審議会条例の廃止)

3 米沢市公害対策審議会条例（昭和56年条例第7号）は、廃止する。

附 則（平成9年3月31日条例第10号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、平成9年5月1日から施行する。

附 則（平成17年6月30日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日条例第8号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日条例第23号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

第4期米沢市環境基本計画策定の経緯

令和6年

7月12日 第1回米沢市環境審議会開催

市長から米沢市環境審議会会长に第4期米沢市環境基本計画の委員を諮問
ゾーニングマップ、脱炭素先行地域事業、審議会スケジュールについて説明

9月30日 第2回環境審議会開催

地球温暖化対策実行計画(事務事業編)、ゾーニングマップ、脱炭素先行地域事業について審議

11月18日 ゾーニングマップ(委託業者説明)、地球温暖化対策実行計画(事務事業編)について
答申、脱炭素先行地域事業について説明

令和7年

5月22日 第3回環境審議会開催

市長から米沢市環境審議会会长に第4期米沢市環境基本計画の委員を諮問
環境基本計画・地球温暖化対策実行計画(策定及び審議会スケジュール等)、脱炭素先行地域事業について説明

9月25日 第4回環境審議会開催

第4期米沢市環境基本計画の中間見直し(素案)について審議

11月 日 第5回環境審議会開催

第4期米沢市環境基本計画の中間見直し(素案)について審議

令和8年

米沢市環境審議会 委員名簿

氏 名	所 属・職 名
よしだ つかさ 吉田 司	国立大学法人山形大学工学部教授
なかがわ めぐみ 中川 恵	山形県公立大学法人 山形県立米沢女子短期大学准教授
しらかべ ようこ 白壁 洋子	森林ボランティア団体「森の仲間たち」代表 山形県環境アドバイザー
たかの ひろのぶ 高野 浩宣	米沢商工会議所 総務企画部マネージャー
よこやま たまよ 横山 珠代	米沢商工会議所女性会 会長
さとう いくこ 佐藤 郁子	生活クラブやまがた生活協同組合理事長
さいとう れいこ 齊藤 麗子	米沢市衛生組合連合会 副会長
わがつま こういち 我妻 弘一	東南置賜建築業協会 副会長
ふかせ じゅんこ 深瀬 順子	米沢市消費生活研究会 副会長
しおこし のりお 塩越 憲夫	環境省環境カウンセラー
ふくしま まさみち 福島 正道	環境省環境カウンセラー
さとう あき 佐藤 亜紀	公募委員
よしはら ゆみこ 吉原 ゆみ子	公募委員

以上順不同、敬称略

第4期米沢市環境基本計画

発行日

令和8年 月

編集・発行

米沢市市民環境部環境課

〒992-8501 米沢市金池五丁目2番25号

TEL0238(22)5111

